序章　高松市の概要及び環境保全行政

＜資料１＞（１Ｐ　序章第１節２）

気象状況

	H11	H16	H21	H26	R1	R6
降 水 量(mm)	1,046	1,605	987	1,229	928	1,295
日照時間(h)	1,986	2,223	2,009	1,976	2,116	2,153
平均気温(℃)	16.6	17.3	16.9	16.4	17.3	18.1

＜資料２＞　（２Ｐ　序章第１節３）

人口等の推移

区分＼年度	H11	H16	H21	H26	H31	R6
人　　口	336,855	339,640	426,899	428,942	427,115	417,868
世　帯　数	134,790	142,153	181,513	190,016	198,415	203,081
１世帯当たり人数	2.50	2.39	2.35	2.26	2.15	2.06

※　各年 10 月１日現在の高松市の登録人口（住民基本台帳人口）による。

＜資料３＞　（３Ｐ　序章第１節４(３)）

用途地域指定面積

（単位：ha）

第１種低層住居専用	第２種低層住居専用	第１種中高層住居専用	第２種中高層住居専用	第１種住居地域	第２種住居地域
887	150	941	440	1,300	438
準住居	近隣商業	商　業	準工業	工　業	工業専用
94	442	265	1,162	213	158

※　高松市において田園住居地域はありません。（令和７年３月31日現在）

＜資料４＞　（３Ｐ　序章第１節５）

産業の状況

総数		第１次産業		第２次産業		第３次産業	
事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
21,567	219,240	115	850	3,105	34,453	18,347	183,937

（令和３年経済センサス活動調査 速報集計結果（公務を除く）より）

＜資料５＞　（３Ｐ　序章第１節６）

自動車登録台数等の推移

（単位：台）

区分＼年度	H9	H14	H19	H24	H29	R4
乗　用　車	111,623	118,464	147,299	144,711	145,734	145,096
軽 自 動 車	61,507	67,463	106,148	118,561	131,408	139,264
原動機付自転車	43,179	38,980	44,418	39,472	34,291	30,469

※前年度の資料を掲載しております。

（高松市統計年報より）

＜資料６＞　（４Ｐ　序章第２節１）

高松市脱炭素社会推進本部開催状況

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

開催年月日	審　議　事　項　等
R7.1.16	議題 1　高松市地球温暖化対策実行計画の進行管理指標の見直しについて 2　エコシティたかまつ環境マネジメントシステムの見直し等について 3　高松市環境基本計画の令和５年度の取組状況について 4　高松市地球温暖化対策実行計画の令和５年度の取組状況について 5　エコシティたかまつ環境マネジメントシステムの令和５年度の取組状況について 6　市有施設への太陽光発電システムの設置について

＜資料７＞　（４Ｐ　序章第２節２）

高松市環境審議会開催状況

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

開催年月日	審　議　事　項　等
R7.2.12	【報告事項】 高松市環境基本計画の令和５年度取組状況等について

＜資料８＞　（４Ｐ　序章第２節３）

高松市廃棄物減量等推進審議会開催状況

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

開催年月日	審　議　事　項　等
R6.8.26	【審議事項】 ・高松市一般廃棄物処理基本計画の一部見直しについて 【報告事項】 ・高松市の廃棄物減量・資源化の状況について
R6.10,25から R6.11.7まで （書面開催）	・高松市一般廃棄物処理基本計画の一部見直しについて

＜資料９＞　（５Ｐ　序章第２節５）

高松市地球温暖化対策実行計画推進協議会開催状況

（令和６年４月１日～令和７年３月 31 日）

開催年月日	審　議　事　項　等
R7.1.29	1　高松市地球温暖化対策実行計画の進行管理指標の見直しについて 2　エコシティたかまつ環境マネジメントシステムの見直し等について 3　高松市地球温暖化対策実行計画の令和５年度の取組状況について 4　エコシティたかまつ環境マネジメントシステムの令和５年度の取組状況について 5　その他

＜資料10＞　（15Ｐ　第序章第４節３(３)ア）

環境に配慮した工事実績

年　度	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
環境に配慮した工事件数	328	280	261	256	271

＜資料 11＞　（15Ｐ　第序章第４節３(３)イ）

公共工事における雨水浸透施設の設置

年　度	R2	R3	R4	R5	R6
設　置　数	2	0	0	0	0

第１章　資源の循環的な利用

＜資料12＞　（22P　第１章第１節２(９)）

環境物品等の調達実績

年度／実績	R２	R3	R4	R5	R6
総　購　入　数	641,289 点	516,884 点	743,603 点	670,980 点	716,822 点
環境物品の割合 (品目数割合)	97.7% (90.8%)	96.8% (93.0%)	97.0% (87.1%)	94.9% （87.0%）	94.6% （86.9%）

＜資料13＞（23P 第１章第２節１(２)ウ(ア)）

南部クリーンセンター埋立処分地

（単位：ｔ）

年度／区分	R２	R3	R４	R５	R6
埋　立　量	6,547	6,176	6,070	5,989	5,973

＜資料14＞（24P　第1章第2節1(２)ウ(イ)）

高松市一般廃棄物陶最終処分場第３処分地（第１期）

（単位：ｔ）

年度／区分	R２	R3	R４	R５	R6
埋　立　量	6,809	6,281	6,486	5,76５	6,317

＜資料15＞　（26P　第１章第２節２(２)イ）

年度別し尿等処理量（高松市）

（単位：kL）

区分／年度	し　　尿	浄化槽汚泥	合　　計
R２	10,705	40,872	51,577
R３	10,131	40,880	51,011
R４	9,141	40,721	49,862
R５	8,620	42,429	51,049
R６	8,047	42,428	50,475

＜資料16＞　（26P　第１章第２節２(２)ウ）

年度別し尿等処理量（１市２町）

（単位：kL）

区分／年度	し　尿	浄化槽汚泥	合　計
R２	13,422	50,783	64,205
R３	12,855	50,513	63,368
R４	11,460	49,959	61,419
R５	10,953	51,614	62,567
R６	10,167	50,773	60,940

＜資料17＞　（27P　第１章第２節３(３)）

家電４品目の不適正排出等収集台数の実績

年度／品目	R２	R３	R４	R５	R６
テ レ ビ	25	21	7	4	1
エアコン	2	2	0	1	0
冷蔵庫・冷凍庫	11	7	1	4	0
洗濯機・衣類乾燥機	6	3	3	3	0
合　計	44	33	11	12	1

＜資料 18＞　（27Ｐ　第１章第２節３(４)）

空き地の適正管理処理件数

年　度	R２	R３	R４	R５	R６
件　数	97	131	97	120	107

＜資料19＞　（27P　第１章第２節３(５)）

苦　情　件　数

年度／区分	R２	R３	R４	R５	R６
不法投棄	210	149	122	97	82
野外焼却	516	280	227	147	100
合　計	726	429	349	244	182

＜資料20＞　（30P　第１章第３節２(４)）

「節水・循環型水利用計画書」の提出状況

年　　度	R２	R３	R４	R５	R６
提 出 件 数	15	12	13	6	8

＜資料21＞　（38P　第１章第４節２(２)）

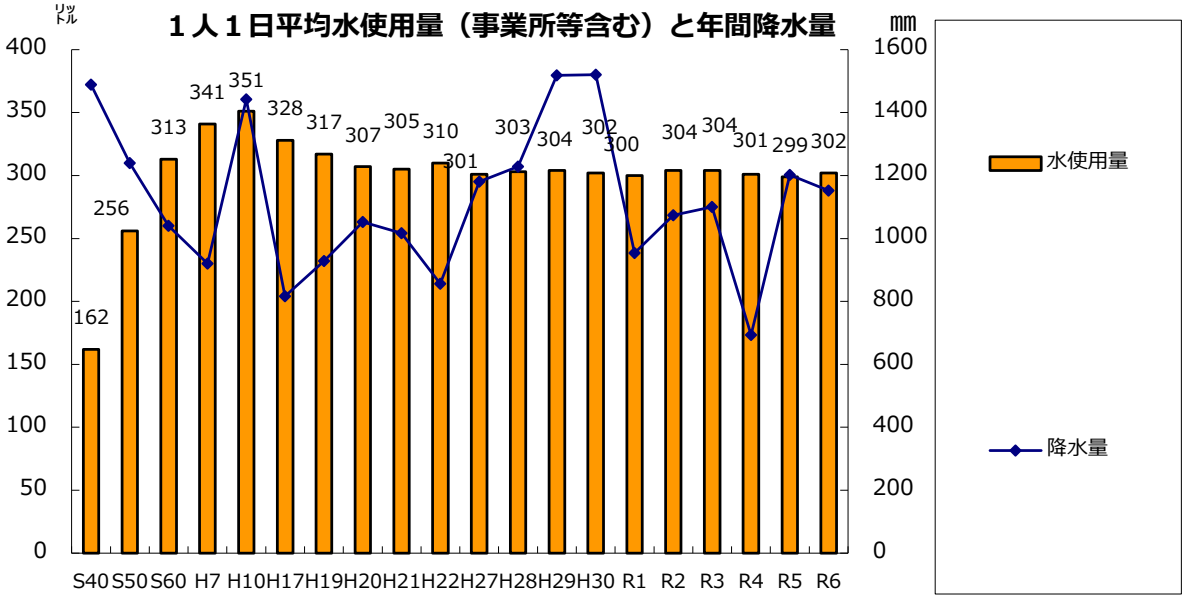

第２章　地球環境

＜資料 22＞　（39P　第２章第１節１(１)ア）

設置スマートハウス設備設置費補助件数等の推移

区分＼年度	R4	R5	R6	累　計
蓄電設備等	194	200	210	604
HEMS単独	0	0	0	0
断熱リフォーム	1	0	42	43
居住誘導該当	15	13	13	41
ZEH化	5	58	66	129

巻末資料

<資料 23>　（39P　第２章第１節１(１)イ）

太陽光発電システム設置　市有施設一覧

No.	施設名	出力数 (kW)	設置年度	累計 kW	No.	施設名	出力数 (kW)	設置年度	累計 kW
1	環境業務センター	10.0	R6	10.00	38	庵治中学校	10.0	H22	424.40
2	高松駅前広場	50.0	H13	60.00	39	国分寺中学校	10.0	H22	434.40
3	高松市健康増進温浴施設（ループしおのえ）	10.0	H17	70.00	40	桜町中学校	10.0	H22	444.40
4	高松市香川総合体育館	18.0	H17	88.00	41	勝賀中学校	10.0	H22	454.40
5	古高松コミュニティセンター	10.0	H22	98.00	42	三谷コミュニティセンター	10.0	H23	464.40
6	高松第一小学校・高松第一中学校	10.0	H20	108.00	43	香南小学校	10.0	H22	474.40
7	下笠居コミュニティセンター	10.0	H28	118.00	44	香南支所・コミュニティセンター	10.0	H24	484.40
8	高松市南消防署	10.0	H21	128.00	45	牟礼総合センター	10.0	H24	494.40
9	屋島中学校	10.0	H22	138.00	46	高松国分寺ホール	8.0	H25	502.40
10	高松市高松駅前広場公衆便所	1.4	H13	139.40	47	紫雲中学校	10.0	H24	512.40
11	南部クリーンセンター	11.0	H23	150.40	48	塩江小・中学校	10.0	H25	522.40
12	新番丁小学校	4.0	H22	154.40	49	高松市東消防署	7.5	H28	529.90
13	古高松小学校	10.0	H22	164.40	50	浅野こども園	10.0	H27	539.90
14	屋島小学校	10.0	H22	174.40	51	東部下水処理場	100.0	H27	639.90
15	前田小学校	10.0	H22	184.40	52	山田中学校	10.0	H27	649.90
16	川添小学校	10.0	H22	194.40	53	林コミュニティセンター	10.0	H27	659.90
17	林小学校	10.0	H22	204.40	54	衛生センター	8.36	H27	668.26
		10.0	H26	214.40	55	こども未来館	10.0	H28	678.26
18	香西小学校	10.0	H22	224.40	56	高松市屋島競技場	20.0	H28	698.26
19	一宮小学校	10.0	H22	234.40	57	川東こども園	10.0	H28	708.26
20	多肥小学校	10.0	H22	244.40	58	大野保育所	10.0	H28	718.26
21	川岡小学校	10.0	H22	254.40	59	東植田コミュニティセンター	10.0	H28	728.26
22	円座小学校	10.0	H22	264.40	60	上之町第Ｉ住宅	10.0	H29	738.26
23	弦打小学校	10.0	H22	274.40	61	高松市北消防署朝日分署	10.6	H29	748.86
24	下笠居小学校	10.0	H22	284.40	62	栗林小学校	10.0	H29	758.86
25	川島小学校	10.0	H22	294.40	63	危機管理センター	20.0	H29	778.86
26	植田小学校	10.0	H22	304.40	64	木太コミュニティセンター	10.0	H30	788.86
27	中央小学校	10.0	H22	314.40	65	高松市みんなの病院	10.0	H30	798.86
28	太田南小学校	10.0	H22	324.40	66	川岡コミュニティセンター	10.0	R1	808.86
29	牟礼南小学校	10.0	H22	334.40	67	林こども園	10.0	R2	818.86
30	大野小学校	10.0	H22	344.40	68	太田コミュニティセンター	10.0	R2	828.86
31	川東小学校	10.0	H22	354.40	69	仏生山交流センター	10.0	R3	838.86
32	玉藻中学校	10.0	H22	364.40	70	十河コミュニティセンター	10.0	R4	848.86
33	協和中学校	10.0	H22	374.40	71	屋島コミュニティセンター	10.0	R4	858.86
34	龍雲中学校	10.0	H22	384.40	72	山田総合センター	10.0	R4	868.86
35	一宮中学校	10.0	H22	394.40	73	香東川浄化センター	1,071.8	R5	1940.66
36	太田中学校	10.0	H22	404.40	74	香東中学校	10.0	R6	1950.66
37	牟礼中学校	10.0	H22	414.40					

＜資料24＞　（41P　第２章第１節２(３)ア）

低公害車導入台数の推移

区分＼年度		R元まで	R2	R3	R4	R5	R６	計
塵芥収集車	天然ガス	12	0	0	0	0	0	12
	ハイブリット	4	0	0	0	0	0	4
	低公害型	11	0	0	0	0	0	11
乗用自動車	ハイブリッド	8	0	1	0	1	0	10
	低公害型	5	0	1	0	0	0	6
貨物自動車	ハイブリッド	1	0	0	0	0	0	1
	低公害型	4	0	1	1	0	1	7
軽貨物自動車	天然ガス	3	0	0	0	0	0	3
	電気	6	0	0	0	7	0	13
	低公害型	134	8	16	12	9	12	191
軽乗用自動車	電気	3	0	0	0	0	0	3
	低公害型	71	5	12	5	7	6	106
計		262	13	31	18	24	19	367

＜資料25＞　（43P　第２章第１節３(１)ア）

パークアンドライド駐車場契約件数

（単位：件）

区分＼年度	R２	R３	R4	R5	R6
空港通り駅	491	634	641	717	698
国分駅	131	146	213	186	201
仏生山駅	788	827	764	775	946

※　１ヶ月を１契約とする。

第３章　生活環境

＜資料26＞　（47Ｐ　第３章第１節１(１)）

海　域　Ｃ　Ｏ　Ｄ　年　平　均　値

（単位：mg/L）

水　域　名	類型	測定地点	地図記号(P134)	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	R6
東讃海域	Ａ	檀　ノ　浦　沖	一	2.2	2.3	1.9	2.3	1.9
備讃瀬戸	Ａ	西　浦　沖	二	2.2	2.2	1.8	2.2	2.0
		摺鉢谷川尻	三	2.3	2.4	1.8	2.2	2.5
		神在の鼻沖	四	2.2	2.2	1.9	2.0	2.0
		亀　水　湾	五	2.3	2.1	1.9	2.1	2.2

※１　Ａ類型：ＣＯＤ基準値　２mg/L 以下

※２　ＣＯＤ(化学的酸素要求量)
水中の有機物を酸化剤で化学的に酸化した際に消費される酸素の量。有機汚濁の代表的指標であり、一般的に有機物が多い水ほど値が高くなる。

※３　mg/L：１リットルあたりの水中に含まれるミリグラム(1,000 分の１グラム)量を示す。

＜資料 27＞　（47Ｐ　第３章第１節１(２)）

河川環境基準達成状況及びＢＯＤ75%水質地

（単位：mg/L）

水域名	測定地点	地図記号(P134)	類型	達成期間	指定年月日	達成状況及び 75%水質地(年度)				
						R2	R3	R4	R5	R6
牟礼川	国道11号線交差点	①	B	ロ	S49.4.10 県告示	× 3.2	○ 2.7	○ 2.7	○ 2.9	○ 2.5
相引川	大橋	②	D	イ		○ 6.7	× 8.6	× 8.3	○ 5.0	○ 6.8
新川	新川橋	③	B	ロ		× 6.6	× 9.7	× 10	× 7.0	× 6.7
春日川	春日川橋	④	B	ロ		× 3.8	○ 2.9	○ 2.1	× 3.5	× 3.2
詰田川	木太大橋	⑤	C	イ	S45.9.1 閣議決定	○ 3.5	○ 3.0	○ 4.4	○ 3.2	○ 3.0
御坊川	観光橋	⑥	E	ロ		○ 4.3	○ 5.0	○ 3.9	○ 3.6	○ 3.5
杣場川	楠上水門	⑦	D	イ		○ 3.2	○ 3.2	○ 4.1	○ 2.9	○ 3.2
摺鉢谷川	水道橋	⑧	C	イ		○ 1.6	○ 1.6	○ 1.4	○ 1.4	○ 1.3
香東川下流	香東川橋	⑨	B	イ		○ 1.7	○ 1.9	× 3.2	× 3.3	○ 1.5
香東川上流	岩崎橋	⑩	A	イ		○ 1.0	○ 1.3	○ 1.7	○ 1.3	○ 1.1
本津川下流	香西新橋	⑪	B	イ		× 5.1	× 5.5	× 6.2	× 4.2	× 4.6
本津川上流	学校橋	⑫	A	イ		× 3.9	× 3.8	× 3.8	× 3.7	× 3.5

※１　75%水質値
　年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ 0.75×n 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ

※２　Ａ類型：ＢＯＤ基準値　２mg/L 以下　Ｂ類型：ＢＯＤ基準値　３mg/L 以下
　Ｃ類型：ＢＯＤ基準値　５mg/L 以下　Ｄ類型：ＢＯＤ基準値　８mg/L 以下
　Ｅ類型：ＢＯＤ基準値 10mg/L 以下

※３　イ：直ちに達成　　ロ：５年以内で可及的速やかに達成
　ハ：５年を越える期間で可及的速やかに達成

※４　○：環境基準達成（75%水質値が環境基準値以下）
　×：環境基準未達成（75%水質値が環境基準値超過）

※５　ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）
　水中の有機物が微生物によって生物化学的に酸化分解される際（20℃で５日間）に消費される酸素の量で、一般的に有機物による汚れの度合いを示す。

※６　平成 25 年３月 29 日香川県告示第 161 号により、詰田川の水域類型が E から D に、御坊川の達成期間がハからロに、杣場川及び摺鉢谷川の達成期間がハからイに見直しされた。

※７　平成26年４月１日香川県告示第164号により、杣場川の水域類型がEからDに見直しされた。

※８　平成27年３月31日香川県告示第117号により、相引川の達成期間がロからイに見直しされた。

※９　平成 31 年３月 29 日香川県告示第 95 号により、摺鉢谷川の水域類型が D から C に見直しされた。

※10　令和５年３月 31 日香川県告示第９７号により、詰田川の水域類型が D から C に見直しされた。

＜資料 28＞　（48Ｐ　第３章第１節１(３)）

ため池ＣＯＤ年平均値

(単位：mg/L)

区　分	地図記号(P134)	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
奥　の　池	1	－	－	－	19	10
奈良須池	2	6.3	4.8	5.5	3.5	5.0
住蓮寺池	3	8.7	19	12	13	13
三　郎　池	4	9.1	13	10	12	6.9
神　内　池	5	7.9	6.7	6.8	8.4	8.2
松　尾　池	6	6.7	6.8	7.1	12	8.6
城　　池	7	6.6	5.8	6.3	6.9	8.3
公　渕　池	8	3.9	4.2	4.1	4.2	6.9
坂　瀬　池	9	12	15	14	16	13
久　米　池	10	24	39	28	37	27
平　田　池	11	12	11	17	9.4	8.5
羽間上池	12	13	37	15	18	10
龍　満　池	13	8.4	12	12	10	8.0
新　　池	14	6.7	5.6	6.4	6.1	6.2
平　　池	15	24	28	30	28	24
橘　　池	16	9.0	8.6	8.1	7.9	8.6

※　奥の池については、工事のためR5は年１回のみ、Ｒ２、Ｒ３及びＲ４は採水できなかった。

<資料29>　（48Ｐ　第３章第１節１(５)）

指標生物の出現状況

地図記号(P134)		a	b	c	d	e	f
調査地点名		春日川橋	大亀新橋上流	新葛谷橋	永代橋下流	悠悠香南前	本津川源流
天気			くもり	くもり		くもり	くもり
水温（℃）			25.3	18.0		23.2	20.9
川幅（ｍ）			5	3		0.5	1.5
水深（㎝）			15	15		10	10
流れの速さ			速い	速い		速い	遅い
川底の状態			頭大の石	頭大の石		小石と砂	こぶし大の石
水の濁り、におい、その他			透明	透明		透明	透明
	指標生物	見つかった指標生物が○印、そのうち、数が多かった上位から２種類(最大３種類)が●印					
きれいな水	水質階級Ⅰ						
	アミカ類						
	ナミウズムシ		●			●	●
	カワゲラ類						○
	サワガニ			●			
	ナガレトビゲラ類						●
	ヒラタカゲロウ類					○	○
	ブユ類						
	ヘビトンボ					○	
	ヤマトビケラ類					○	
	ヨコエビ類						
少しきたない水	水質階級Ⅱ						
	イシマキガイ						
	オオシマトビケラ						
	カワニナ類		○				
	ゲンジボタル						
	コオニヤンマ						○
	コガタシマトビケラ類			●		●	○
	ヒラタドロムシ類						
	ヤマトシジミ					○	
きたない水	水質階級Ⅲ						
	イソコツブムシ類						
	ニホンドロソコエビ						
	シマイシヒル						
	ミズカマキリ						
	ミズムシ						
大変きたない水	水質階級Ⅳ						
	アメリカザリガニ						
	エラミミズ						
	サカマキガイ						
	ユスリカ類						
	チョウバエ類						
水質階級の判定	水質階級	Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ
	○印と●印の個数		1 1 0 0	1 1 0 0		4 2 0 0	4 2 0 0
	●印の個数		1 0 0 0	1 1 0 0		1 1 0 0	2 0 0 0
	合計		2 1 0 0	2 2 0 0		5 3 0 0	6 2 0 0
	調査地点の水質階級	－	Ⅰ	Ⅰ	－	Ⅰ	Ⅰ
水質階級経年変化	R5	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ
	R4	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅳ	Ⅰ	Ⅰ
	R3	Ⅲ	Ⅳ	Ⅰ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅰ
	R2	Ⅳ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅲ

※令和６年度は、春日川橋が工事中のため、永代橋下流は水量が多く調査に危険を伴うため調査できなかった。

水質調査地点図

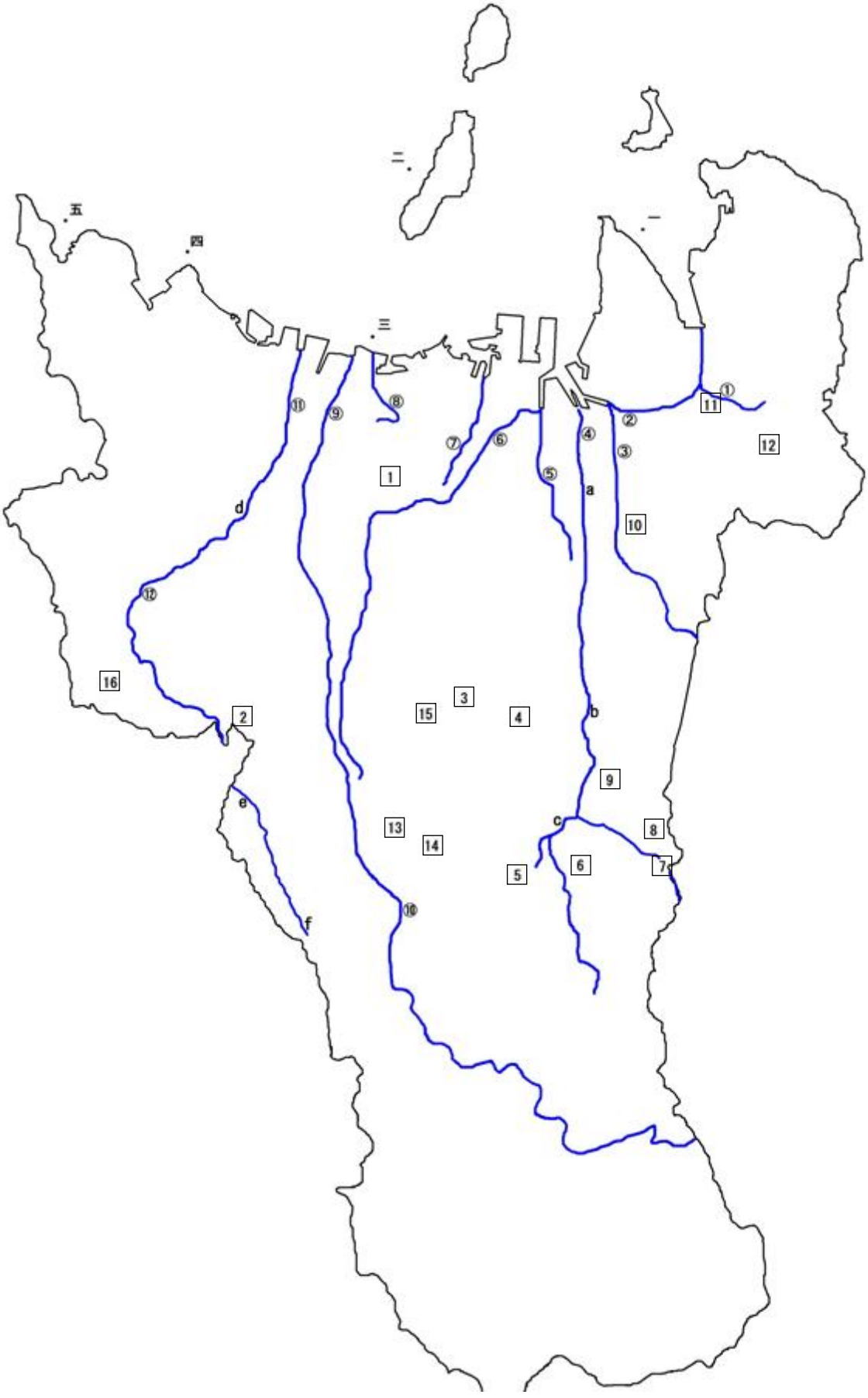

＜資料30＞　（50Ｐ　第３章第１節２(１)ア(イ)）

補助制度の概要

<table>
<tr><th>区　　分</th><th colspan="5">内　　容</th></tr>
<tr><td>対 象 地 域</td><td colspan="5">原則として下水道事業計画区域外の地域（区域内であっても下水道の整備が相当の期間見込めない区域ついては対象とする。）</td></tr>
<tr><td>対象浄化槽</td><td colspan="5">処理対象人員が50人槽以下であって浄化槽法の構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）除去率が90%以上、放流水のＢＯＤが20mg/L以下の性能であること。</td></tr>
<tr><td>補助対象者</td><td colspan="5">自己の専用住宅（小規模店舗等を併設したものを含む）及び共同住宅等の単独処理浄化槽、くみ取便所を自主的に転換する者を対象とする。
なお、単独処理浄化槽からの転換の場合は、撤去又は雨水貯留槽への転換及び配管に要する費用として、それぞれ９万円、３０万円を限度として補助する。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">補助限度額</td><td rowspan="2">算定基準による人槽</td><td rowspan="2">補助限度額（くみ取転換）</td><td colspan="3">補助限度額（単独転換）</td></tr>
<tr><td>浄化槽の設置に要する費用</td><td>既存単独処理浄化槽の撤去又は雨水貯留槽への転換に要する費用</td><td>配管に要する費用</td></tr>
<tr><td>５人槽</td><td>332,000円</td><td>332,000円</td><td rowspan="6">90,000円</td><td rowspan="6">300,000円</td></tr>
<tr><td>６・７人槽</td><td>414,000円</td><td>414,000円</td></tr>
<tr><td>８～10人槽</td><td>548,000円</td><td>548,000円</td></tr>
<tr><td>11～20人槽</td><td>939,000円</td><td>939,000円</td></tr>
<tr><td>21～30人槽</td><td>1,472,000円</td><td>1,472,000円</td></tr>
<tr><td>31～50人槽</td><td>2,037,000円</td><td>2,037,000円</td></tr>
</table>

＜資料31＞　（50Ｐ　第３章第１節２(２)ア、イ）

瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法の適用対象となる特定事業場数

(令和７年３月 31 日現在)

	特定施設該当業種等（水質汚濁防止法施行令別表第一による）		特定事業場数	水質汚濁防止法上の事業場 日平均		瀬戸内海環境保全特別措置法上の事業場 日平均		うち有害物質使用事業場
				50m³以上	50m³未満	50m³以上	50m³未満	
水質汚濁防止法第５条第１項又は第２項の届出を要するもの	1の2	畜産農業又はサービス業	99	0	99	0	0	0
	2	畜産食料品製造業	18	0	17	1	0	0
	3	水産食料品製造業	19	0	19	0	0	0
	4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	6	0	6	0	0	0
	5	みそ、しょう油、ソース等製造業	10	0	10	0	0	0
	8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	4	0	4	0	0	0
	9	米菓又はこうじ製造業	4	0	4	0	0	0
	10	飲料製造業	4	0	4	0	0	0
	11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	4	0	4	0	0	0
	16	めん類製造業	122	0	122	0	0	0
	17	豆腐又は煮豆の製造業	29	0	28	1	0	0
	18の2	冷凍調理品製造業	5	0	4	1	0	0
	19	紡績業又は繊維製品の製造若しくは加工業	3	0	3	0	0	0
	22	木材薬品処理業	1	0	1	0	0	1
	23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	1	0	0	1	0	0
	23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	14	0	14	0	0	2
	24	化学肥料製造業	1	0	1	0	0	1
	27	無機化学工業製品製造業	4	0	3	1	0	2
	28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	1	0	1	0	0	0
	46	有機化学工業製品製造業	3	0	2	1	0	3
	47	医薬品製造業	1	0	1	0	0	0
	54	セメント製品製造業	30	0	30	0	0	0
	55	生コンクリート製造業	23	0	23	0	0	0
	58	窯業原料の精製業	1	0	1	0	0	0
	60	砂利採取業	1	0	1	0	0	0
	63	金属製品製造業又は機械器具製造業	9	0	8	1	0	2
	64の2	水道施設	4	0	3	0	1	0
	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	18	0	18	0	0	7
	66	電気めっき施設	3	0	3	0	0	3
	66の3	旅館業	125	0	115	9	1	0
	66の4	共同調理場	3	0	3	0	0	0
	66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	7	0	6	1	0	0
	66の6	飲食店	11	0	9	2	0	0
	67	洗たく業	66	0	65	1	0	2
	68	写真現像業	30	0	28	1	1	3
	68の2	病院	4	0	3	1	0	1
	69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	1	0	0	1	0	0
	70の2	自動車分解整備事業	14	0	14	0	0	0
	71	自動式車両洗浄施設	212	1	211	0	0	0
	71の2	科学技術に関する研究等を行う施設	27	0	24	2	1	18
	71の3	一般廃棄物処理施設	2	0	2	0	0	0
	71の4	産業廃棄物処理施設	1	0	1	0	0	0
	71の5	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等による洗浄施設	0	0	0	0	0	0
	72	し尿処理施設	17	5	3	8	1	0
	73	下水道終末処理施設	4	4	0	0	0	0
	74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	0	1	0	0	0
		みなし指定地域特定施設	85	13	72	0	0	0
水質汚濁防止法第５条第３項における有害物質使用特定事業場（公共用水域に水を排水しない施設）			12	-	-	-	-	-
合計			1064	23	991	33	5	45

＜資料32＞　（51Ｐ　第３章第１節２(２)ウ）

香川県生活環境の保全に関する条例の適用対象となる事業場数

（令和７年３月 31 日現在）

区　分 水質特定施設の種類	届出事業所数
１号　自動式鶏卵洗浄施設	1
２号　生うどん湯煮施設	8
３号　公衆浴場（ちゅう房施設が設置されているもの）に設置される入浴施設等	2
４号　１号～３号までの施設を設置する事業場からの汚水を処理する施設	0
５号　特定施設	27
６号　みなし指定地域特定施設	32
７号　汚水等排出施設	0
合　　計	70

＜資料33＞　（54Ｐ　第３章第２節１）

常時監視測定局別測定項目

測定局	所在地	用途区域	局区分	測定項目								
				二酸化いおう	浮遊粒子状物質	一酸化窒素	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質（ＰＭ２．５）	一酸化炭素	炭化水素	風向・風速
高松競輪場	福岡町1-4-46	工	一般環境大気測定局	○	○	○	○	○	○			○
東部運動公園	高松町1336-6	白地		○	○	○	○	○	○			○
南消防署香川分署	香川町川東上947-1	近隣商業		○	○	○	○	○	○			○
国分寺	国分寺町新居1710-1	住		○	○	○	○	○	○			○
高松市役所	番町1-11-22	商	自動車排出ガス測定局		○	○	○				○	
栗林公園前	栗林町1-6-25	商			○	○	○			○		
鶴尾ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	田村町303-1	住			○	○	○		○			○

※　大気汚染の状況は、下記ホームページで見ることができる。
高松市の大気環境
URL: http://kankyo.city.takamatsu.kagawa.jp/takamatsu-taiki/
香川県：さぬきの空情報館
URL: https://www.taiki.pref.kagawa.lg.jp
環境省：そらまめくん
URL: https://soramame.env.go.jp

＜資料34＞　（54Ｐ　第３章第２節１(１)）

二酸化いおうの環境基準達成状況

環境基準	１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること。				
測　定　局	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
高　松　競　輪　場	○	○	○	○	○
東　部　運　動　公　園	○	○	○	○	○
南消防署香川分署	○	○	○	○	○
国　分　寺	○	○	○	○	○

※１　環境基準：達成○　未達成×　未測定－

※２　ppm：100 万分の１を示します。
　　%(百分率)と同じように、100 万分の１を単位とする比率の概念(百万分率)。

※３　長期的評価については、年間の１時間値の１日平均値のうち、高い方から数えて２%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（１日平均値の年間２%除外値）が 0.04ppm 以下であるかどうかで判断する。ただし、前文の評価方法にかかわらず、１時間値の１日平均値が 0.04ppm を超える日が２日以上連続した場合には非達成とする。また、短期的評価については、１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であるかどうかで判断する。

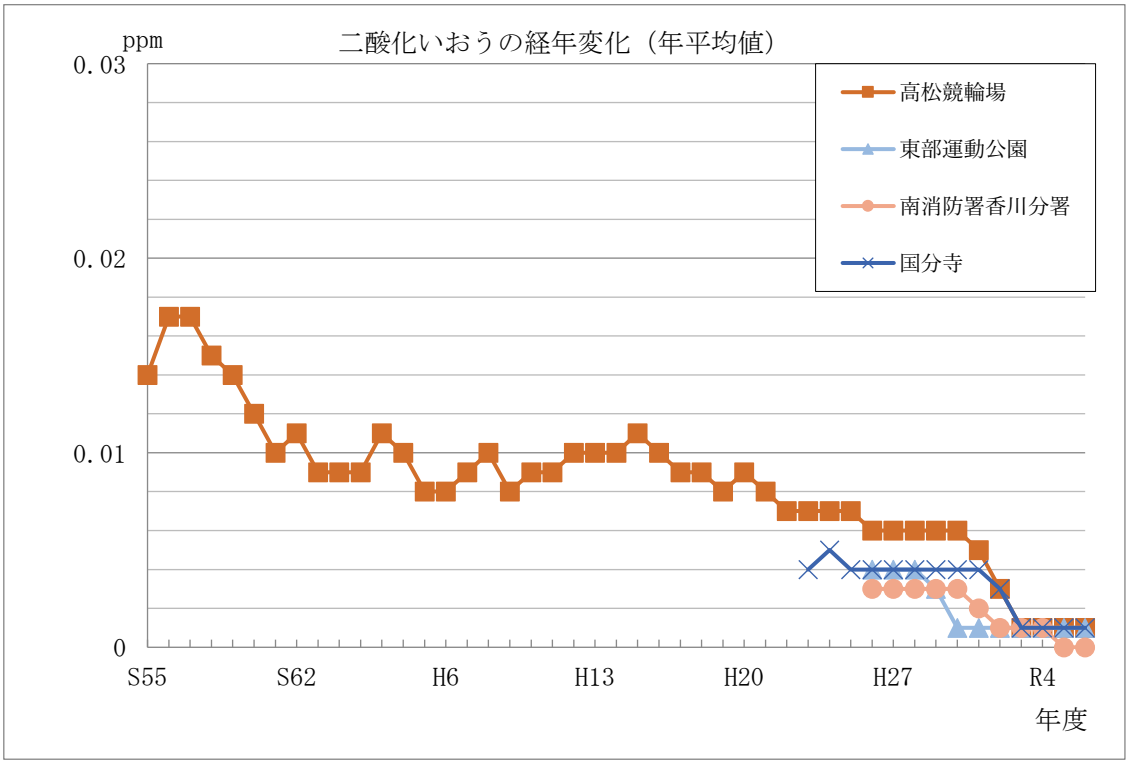

＜資料 35＞　（55Ｐ　第３章第２節１(２)）

浮遊粒子状物質の環境基準達成状況

	１時間値の１日平均値が 0.10mg/m^{3}以下であり、かつ、１時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。				
測　定　局	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
高　松　市　役　所	○	○	○	○	○
高　松　競　輪　場	○	○	○	○	○
東　部　運　動　公　園	○	○	○	○	○
南消防署香川分署	○	○	○	○	○
国　　分　　寺	○	○	○	○	○
栗　林　公　園　前	○	○	○	○	○
鶴尾ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	○	○	○	○	○

※１　環境基準：達成○　未達成×　未測定－

※２　長期的評価については、年間の１日平均値のうち、高い方から数えて２％の範囲にある測定値を除外した後の最高値（１日平均値の年間２％除外値）が0.10mg/m^{3}以下であるかどうかで判断する。ただし、前文の評価方法にかかわらず、１時間値の１日平均値が0.10mg/m^{3}を超える日が２日以上連続した場合には非達成とする。また、短期的評価については、１時間値の１日平均値が0.10mg/m^{3}以下であり、かつ、１時間値が0.20mg/m^{3}以下であるかどうかで判断する。

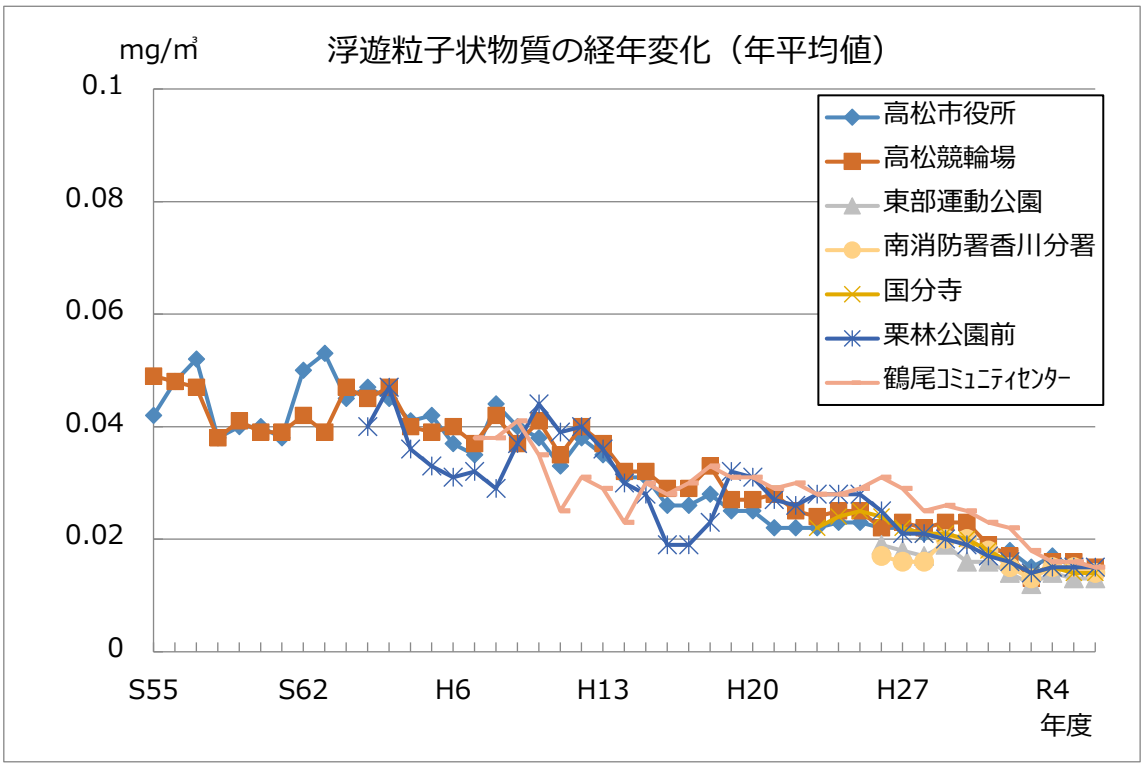

＜資料36＞　（55Ｐ　第３章第２節１(３)）

二酸化窒素の環境基準達成状況

環境基準	１時間値の１日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。				
測　定　局	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
高　松　市　役　所	○	○	○	○	○
高　松　競　輪　場	○	○	○	○	○
東　部　運　動　公　園	○	○	○	○	○
南消防署香川分署	○	○	○	○	○
国　分　寺	○	○	○	○	○
栗　林　公　園　前	○	○	○	○	○
鶴尾ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	○	○	○	○	○

※１　環境基準：達成○　未達成×　未測定－

※２　長期的評価として、年間の１時間値の１日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（１日平均値の年間98%値）が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であるかどうかで判断する。

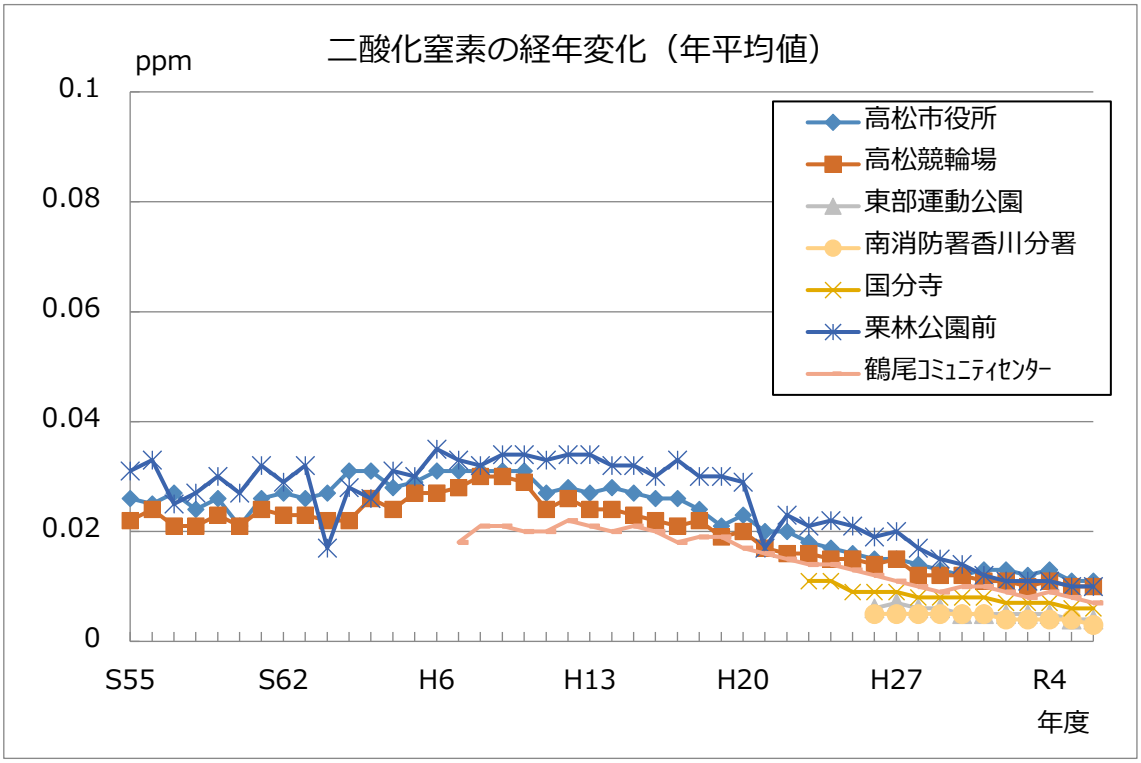

＜資料 37＞　（55Ｐ　第３章第２節１(４)）

一酸化炭素の環境基準達成状況

環境基準	１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること。				
測　定　局	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
栗林公園前	○	○	○	○	○

※１　環境基準：達成○　未達成×　未測定－

※２　長期的評価については、年間の１時間値の１日平均値のうち、高い方から数えて２％の範囲にある測定値を除外した後の最高値（１日平均値の年間２％除外値）が10ppm以下であるかどうかで判断する。ただし、前文の評価方法にかかわらず、１時間値の１日平均値が10ppmを超える日が２日以上連続した場合には非達成とする。また、短期的評価については、１時間値の１日平均値が10ppm以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が20ppm以下であるかどうかで判断する。

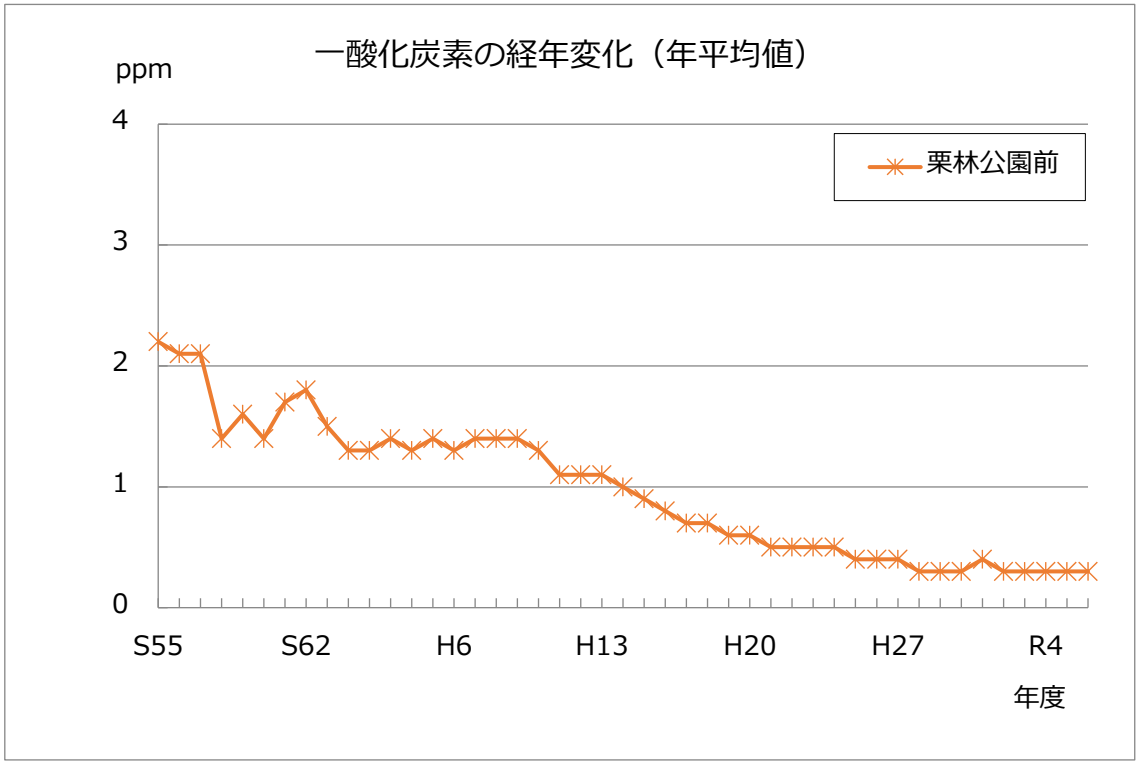

＜資料 38＞　（56Ｐ　第３章第２節１(５)）

光化学オキシダントの環境基準達成状況

環境基準	１時間値が 0.06ppm 以下であること。				
測　定　局	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
高　松　競　輪　場	×	×	×	×	×
東　部　運　動　公　園	×	×	×	×	×
南消防署香川分署	×	×	×	×	×
国　　分　　寺	×	×	×	×	×

※１　環境基準：達成○　未達成×　未測定－

※２　短期的評価として、昼間（５～20時）の時間帯において、１時間値が0.06ppm以下であるかどうかで判断する。

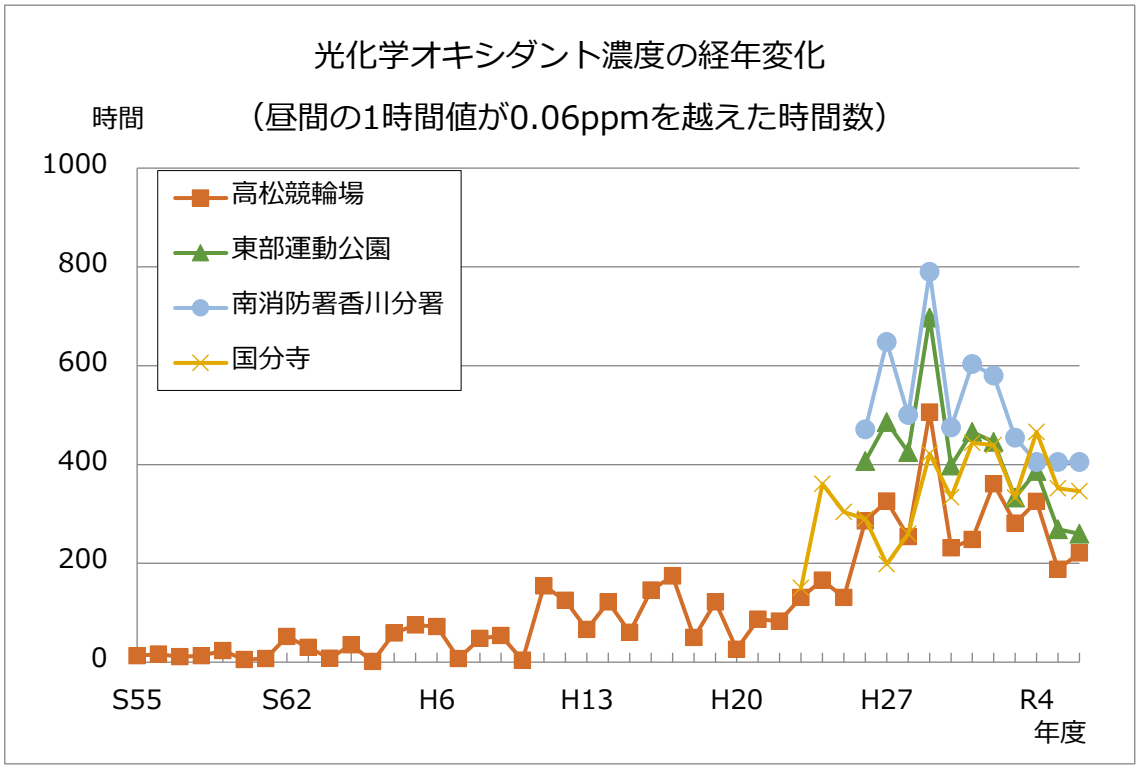

＜資料 39＞　（56Ｐ　第３章第２節１(６)）

微小粒子状物質の環境基準達成状況

環境基準	１年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、１日平均値が 35μg/m^3 以下であること。				
測　定　局	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
高　松　競　輪　場	○	○	○	○	○
東　部　運　動　公　園	○	○	○	○	○
南消防署香川分署	○	○	○	○	○
国　　分　　寺	○	○	○	○	○
鶴尾ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	○	○	○	○	○

※１　環境基準：達成○　未達成×　未測定－

※２　μg/m^3：１㎥の大気中に含まれるマイクログラム（100万分の１グラム）を示す。

※３　１年平均値の評価については、１日平均値の１年平均値が長期基準15μg/m^{3}以下であるかどうかで判断し、１日平均値の評価については、年間の１日平均値の数値を低い方から順に並べて、98%にあたる日の測定結果が短期基準の35μg/m^{3}以下であるかどうかで判断する。

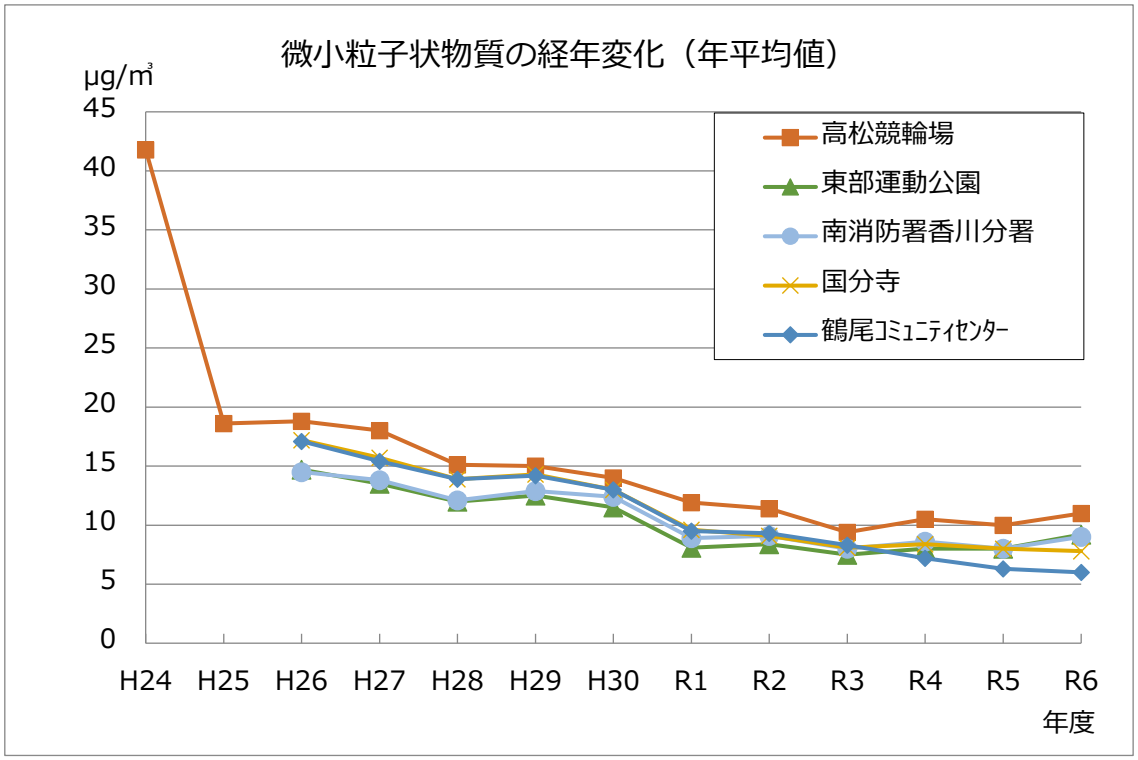

＜資料 40＞　（56 P　第 3 章第 2 節 1 (7)）

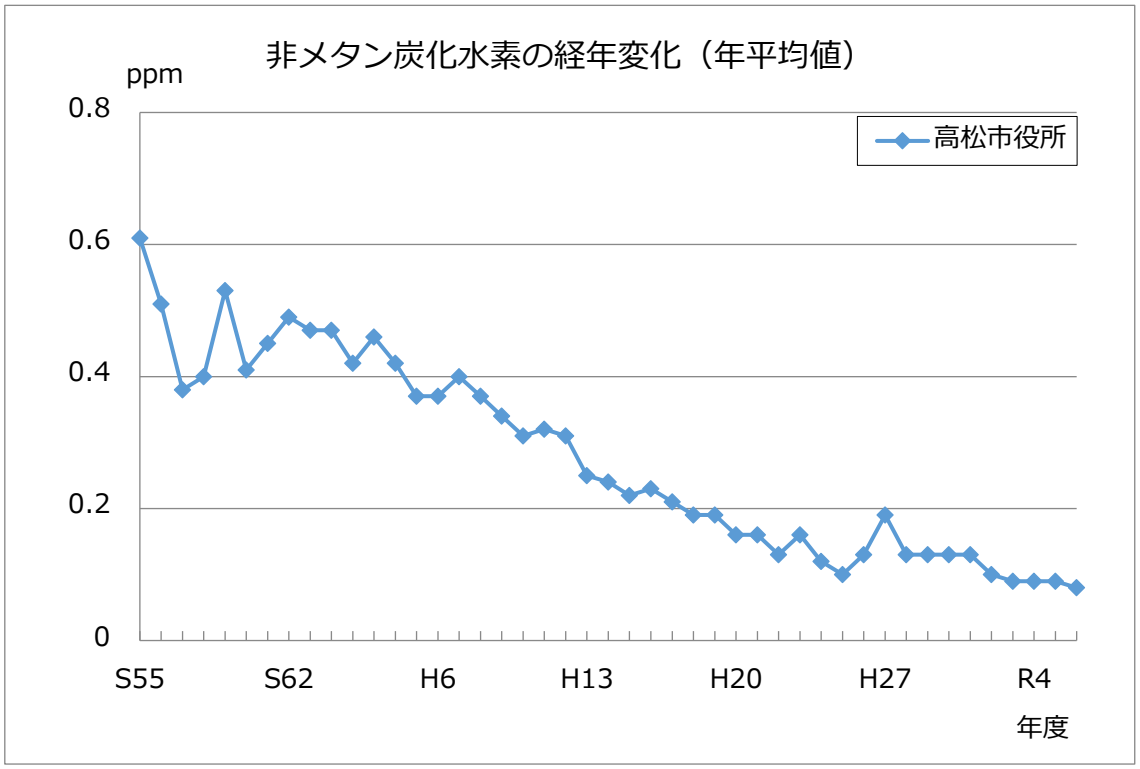

＜資料41＞ (56Ｐ　第３章第２節１(８))

有害大気汚染物質

測定地点(地域分類)	項目	年平均値	環境基準
木太ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ(全国標準監視地点)	アクリロニトリル	0.008 μg/m^3	―
	アセトアルデヒド	1.3 μg/m^3	―
	塩化ビニルモノマー	0.006 μg/m^3	―
	塩化メチル	1.5 μg/m^3	―
	クロム及びその化合物	2.2 ng/m^3	―
	クロロホルム	0.20 μg/m^3	―
	酸化エチレン	0.029 μg/m^3	―
	1,2-ジクロロエタン	0.091 μg/m^3	―
	ジクロロメタン	0.65 μg/m^3	150μg/m^{3}以下
	水銀及びその化合物	1.5 ng/m^3	―
	テトラクロロエチレン	0.014 μg/m^3	200μg/m^{3}以下
	トリクロロエチレン	0.008 μg/m^3	130μg/m^{3}以下
	トルエン	2.5 μg/m^3	―
	ニッケル化合物	1.2 ng/m^3	―
	ヒ素及びその化合物	1.0 ng/m^3	―
	1,3-ブタジエン	0.026 μg/m^3	―
	ベリリウム及びその化合物	0.008 ng/m^3	―
	ベンゼン	0.56 μg/m^3	3μg/m^{3}以下
	ベンゾ-(ａ)-ピレン	0.18 ng/m^3	―
	ホルムアルデヒド	1.8 μg/m^3	―
	マンガン及びその化合物	16 ng/m^3	―

※ng/m^3：１㎥の大気中に含まれるナノグラム(10億分の１グラム)を示す。

※μg/m^3：１㎥の大気中に含まれるマイクログラム(100万分の１グラム)を示す。

＜資料 42＞ (57Ｐ　第３章第２節２(２))

ばい煙発生施設の設置状況

区　　分	施　　設　　数		
	法　律	県条例	市条例
ボイラー	210		
金属溶解炉	1		
金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	1		
窯業焼成炉・溶解炉	1		21
乾燥炉	15		
廃棄物焼却炉	9	5	9
塩素・塩化水素反応施設等	3		
ディーゼル機関	29		
食品の製造の用に供する直火炉			3
合　　計	269	5	33

(令和７年３月 31 日現在)

水銀排出施設の設置状況

区　　分	施　設　数
	法　律
廃棄物焼却炉	9
合　　計	9

(令和７年３月 31 日現在)

粉じん発生施設の設置状況

区　　分	施設数		
	法　律	県条例	市条例
鉱物又は土石の堆積場	43		18
ベルトコンベア及びバケットコンベア	69		76
破砕機及び摩砕機	17		
ふるい	8		
打綿機及び混打綿機			26
製材又は合板製造業に供する帯のこ盤 等		42	
集じん装置			319
金属加工用ブラスト			31
オガライトの製造施設及び原材料の堆積場		8	
合　　計	137	50	470

(令和７年３月 31 日現在)

＜資料43＞ (58Ｐ　第３章第２節２(４))

オキシダントの発令基準及び措置内容

発令区分	発令基準	措置
予報	１時間値100万分の0.1以上である大気の汚染状態になったとき。	協力工場に対し、当該ばい煙発生施設の通常使用量の20%削減若しくはそれと同程度の効果を有する措置をとるよう協力を求める。
注意報	１時間値100万分の0.12以上である大気の汚染状態になったとき。	1　協力工場に対し、当該ばい煙発生施設の通常使用量の20%削減若しくはそれと同程度の効果を有する措置をとることを勧告する。 2　自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運転の自主的制限について協力を求める。
警報	１時間値100万分の0.24以上である大気の汚染状態になったとき。	1　協力工場に対し、当該ばい煙発生施設の通常使用量の30%削減若しくはそれと同程度の効果を有する措置をとることを勧告する。 2　注意報の第２項と同じ措置
重大警報	１時間値100万分の0.4以上である大気の汚染状態になったとき。	1　協力工場及び大口排出工場に対し、通常使用量の40%削減若しくはそれと同程度の効果を有する措置をとることを命令する。 2　公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請する。

※　協力工場　：いおう酸化物を毎時10Ｎｍ^{3}以上又は排ガスを毎時４万Ｎｍ^{3}以上排出するばい煙発生施設を設置している工場・事業場

※　大口排出工場:いおう酸化物の合計が毎時10Ｎｍ^{3}以上又は排ガスの合計が毎時４万Ｎｍ^{3}以上排出する工場・事業場

緊急時の発令状況

区分＼年度	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
予報	1	0	0	0	0
注意報	0	0	0	0	0

※　予　報：１時間値が0.1ppm以上である大気の汚染状態になったとき。

※　注意報：１時間値が0.12ppm以上である大気の汚染状態になったとき。

＜資料 44＞　(59Ｐ　第３章第２節２(５))

微小粒子状物質(PM2.5)注意喚起のための暫定的な指針

○　注意喚起の判断

レベル	暫定的な指針となる値	行動のめやす	注意喚起の判断に用いる値※3	
			午前中の早目の時間帯での判断	午後からの活動に備えた判断
			5 時～7 時	5 時～12 時
	日平均値 (μg/m^3)		1 時間値 (μg/m^3)	1 時間値 (μg/m^3)
Ⅱ	70 超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。（高感受性者※2 においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。）	85超	80超
Ⅰ	70 以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者では健康への影響がみられる可能性があるため、体調の変化に注意する。	85以下	80以下
環境基準	35 以下 ※1			

※１　環境基準は、環境基本法第 16 条第１項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準 PM2.5 に係る環境基準の短期基準は日平均値 35μg/m^3 であり、日平均値の年間 98 パーセンタイル値で評価

※２　高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等

※３　暫定的な指針となる値である日平均値を超えるか否かについて判断するための値

○　注意喚起の解除の判断

注意喚起の解除の判断に用いる値	
注意喚起した時刻～19 時※1	50
1 時間値(μg/m^3)※2	

※１　19 時の測定値で解除を判断しなかった場合は、翌日の午前 0 時に自動解除

※２　２時間連続した場合

注意喚起の状況

区分＼年度	R２	R３	R４	R５	R６
日　数	0	0	0	0	0

＜資料 45＞　（60Ｐ　第３章第２節２(６)ウ）

大気環境中の石綿濃度の状況

（単位：本/L）

年度／調査地点	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
住　宅　地　域	0.057	0.21	0.23	0.22	0.30
幹線道路沿線地域	0.051	0.21	0.13	0.17	0.35

＜資料46＞　（60Ｐ　第３章第２節２(６)エ）

大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の変遷

年	改正の概要
H元	石綿を「特定粉じん」とし、特定粉じん発生施設の届出義務化及び石綿製品製造（加工）工場の敷地境界基準を10（本/L）と規定
Ｈ８	特定建築建材(吹付け石綿)を使用する一定要件をみたす建築物の解体・改造・補修作業を「特定粉じん排出等作業」とし、事前届出、作業基準の遵守義務を規定
H17	吹付け石綿の規模要件の撤廃と特定建築材料に石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材を追加 「特定粉じん排出作業」の作業基準に掻き落し、破砕を行わない場合の基準を規定
H18	「特定粉じん排出作業」の対象を建築物に工作物を追加
H26	届出義務者の変更(解体等工事の施工者⇒発注者)、解体等工事の事前調査・説明・掲示の義務付け、立入検査等の対象の拡大、作業基準項目の追加
R4	一定規模以上の建築物又は工作物の解体等工事における、石綿の事前調査結果の報告を義務付け 「石綿事前調査結果報告システム」運用開始
R5	建築物の解体・改修工事をする際、有資格者による石綿事前調査を義務化

＜資料 47＞　（61Ｐ　第３章第３節１）

音の大きさの目安と影響

（単位：デシベル）

騒音レベル	目　　安
130	最大可聴値
120	飛行機のエンジン近く
110	車の警笛(前方２ｍ)、くい打ち
100	電車通過時のガード下
90	騒々しい工場内、大声での独唱
80	電車の車内
70	騒々しい事務所、電話のベル
60	普通の会話、静かな乗用車の中
50	静かな事務所
40	図書館の中
30	郊外の深夜
20	木の葉の触れ合う音

※　デシベルとは、音の大きさの単位で物理的な音の強さ(音圧レベル)に人の聴覚に合わせて周波数補正を加味したもの。

＜資料48＞　（61Ｐ　第３章第３節１(１)）

自動車騒音調査結果

調査地点数	要請限度超過地点数	
	昼　間 午前６時から午後 10 時	夜　間 午後 10 時から午前６時
8	0	0

＜資料49＞　（61Ｐ　第３章第３節１(２)）

騒音規制法に基づく特定施設設置状況

施　設　の　種　類	特定工場数	特定施設数
金属製品製造・加工機械	198	748
空気圧縮機及び送風機	403	2,367
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい機、分級機及び石材引割機	19	81
繊　維　機　械	2	31
建設用資材製造機械	22	34
木　材　加　工　機　械	142	473
印　刷　機　械	2	3
合成樹脂成型加工機	79	338
鋳　型　造　型　機	9	40
その他粉砕機(破砕・摩砕機含む)	5	17
合　計	881	4,132

（令和７年３月 31 日現在）

公害防止条例に基づく騒音指定施設設置状況

施　設　の　種　類	工場等総数	指定施設数
金属製品製造・加工機械	228	1,423
空気圧縮機及び送風機	581	2,480
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい機、分級機及び石材引割機	7	16
繊　維　機　械	24	551
建設用資材製造機械	4	10
木　材　加　工　機　械	134	634
印　刷　機　械	0	0
合成樹脂成型加工機	1	18
鋳　型　造　型　機	0	0
その他粉砕機(破砕・摩砕機含む)	4	16
コルゲートマシン	1	1
スチームクリーナー	24	138
集　じ　ん　機	29	169
自　動　瓶　機	6	6
撹拌機及び混合機	9	204
クーリングタワー	61	282
冷　凍　機	31	752
直　火　炉	0	1
合　計	1,144	6,701

（令和７年３月31日現在）

＜資料50＞　（62Ｐ　第３章第３節１(５)）

一般地域の環境騒音調査結果

地域の類型	測定地点数	環境基準達成地点数(環境基準達成率)		
		昼間	夜間	昼間･夜間
A	8	8 (100%)	8 (100%)	8 (100%)
B	6	6 (100%)	6 (100%)	6 (100%)
C	6	6 (100%)	6 (100%)	6 (100%)
全地域	20	20 (100%)	20 (100%)	20 (100%)

※１　午前６時から午後 10 時までを昼間、午後 10 時から翌日の午前６時までを夜間とする。

※２　Ａ地域は専ら住居の用に供される地域

※３　Ｂ地域は主として住居の用に供される地域

※４　Ｃ地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

道路に面する地域の環境騒音調査結果（面的評価）

地域の区分	評価戸数	時間帯	環境基準達成戸数 (環境基準達成率)
幹線交通を担う道路に面する地域	39,147	昼間	37,508 (95.8%)
		夜間	38,297 (97.8%)
		昼間・夜間	37,503 (95.8%)

※　午前６時から午後 10 時までを昼間、午後 10 時から翌日の午前６時までを夜間とする。

＜資料51＞　（62Ｐ　第３章第３節１(６)）

航空機騒音に係る環境基準　（単位：デシベル）

地　域　の　類　型	基　　準　　値
Ⅰ	L_{den}57以下
Ⅱ	L_{den}62以下

※１　Ⅰ類型は専ら住居の用に供される地域。

※２　Ⅱ類型はⅠ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域。

本市の測定地点（香川町川内原）はⅡに該当する。

＜資料52＞　（63Ｐ　第３章第３節２(１)ア）

騒音に係る環境基準の類型地域の指定状況

地域の類型	当てはめる地域
A 【専ら住居の用に供される地域】	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B 【主として住居の用に供される地域】	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C 【相当数の住居と合わせて商業、工場等の用に供される地域】	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

（平成24年４月１日高松市告示206号）

＜資料53＞　（63Ｐ　第３章第３節２(１)イ）

騒音に係る環境基準（一般地域）

（単位：デシベル）

地域の類型	時間の区分	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～翌日の6:00
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

（平成 12 年３月 28 日改正）

騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

（単位：デシベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

※１　午前６時から午後 10 時までを昼間、午後 10 時から翌日の午前６時までを夜間とする。

※２　車線とは１縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次の基準値が設けられている。

騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

（単位：デシベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する空間	70以下	65以下

※１　午前６時から午後 10 時までを昼間、午後 10 時から翌日の午前６時までを夜間とする。

※２　幹線交通を担う道路とは、次に挙げる道路をいうものとする。

道路法（昭和 27 年法律第 181 号）第３条に規定する高速自動車国道、道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の車線を区間に限る。）並びに道路運送法（昭和 26 年法律 183 号）第２条第８定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令号）７条第１号に規定する自動車専用道路

※３　「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次に挙げるものとする。

（１）　２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路（道路端より 15 メートル）

（２）　２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路（道路端より 20 メートル）

＜資料54＞　(63Ｐ　第３章第３節２(２)イ)

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

（単位：デシベル）

時間の区分／区域の区分	昼間 午前８時から 午後７時まで	朝・夕 午前６時から午前８時まで 及び 午後７時から午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日午前６時まで
第１種区域	50	45	40
第２種区域	55	50	45
第３種区域	65	60	50
第４種区域	70	65	60

※１　第１種区域とは主として第１種・第２種低層住居専用地域

※２　第２種区域とは主として第１種・第２種中高層住居専用・第１種・第２種・準住居地域

※３　第３種区域とは主として近隣商業・商業・準工業地域・都市計画区域内の用途が定められていない地域

※４　第４種地域とは工業・工業専用地域

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

区　　域	告示別表第１号の区域	左記以外の区域
騒音の大きさ	85デシベルを超えないこと	
作業禁止時間	午後７時～午前７時	午後10時～午前６時
１日当たりの作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続６日を超えないこと	
作業禁止日	日曜その他の休日	

※１　告示別表第１号の区域

第１種区域、第２種区域及び第３種区域並びに第４種区域のうち、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第１条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号)第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の５に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域

※２　騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地境界線での値とする。

騒音規制法第17条に基づく自動車騒音の要請限度

（単位：デシベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第ａ種区域及び第ｂ種区域のうち１車線を有する道路に面する区域	65	55
第ａ種区域のうち２車線以上の道路に面する区域	70	65
第ｂ種区域のうち２車線以上の道路に面する区域及び第ｃ種区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

（平成 12 年４月１日施行）

※１　午前６時から午後 10 時までを昼間、午後 10 時から翌日の午前６時までを夜間とする。

※２　第ａ種区域とは専ら住居の用に供される区域

※３　第ｂ種区域とは主として住居の用に供される区域

※４　第ｃ種区域とは相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される区域

なお、環境基準において規定された幹線交通を担う道路に近接する空間については次の特例が適用される。

騒音規制法第 17 条に基づく自動車騒音の要請限度
（幹線交通を担う道路に近接する空間）

（単位：デシベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する空間	75	70

※１　午前６時から午後 10 時までを昼間、午後 10 時から翌日の午前６時までを夜間とする。

※２　「幹線交通を担う道路」とは、次に挙げる道路をいうものとする。道路法第３条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第２条第８項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第７条第１号に規定する自動車専用道路

※３　「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次に挙げるものとする。

（１）　２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路(道路端より 15 メートル)

（２）　２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路(道路端より 20 メートル)

＜資料 55＞　(64Ｐ　第３章第４節１)

振動レベルと気象庁震度階級

(単位：デシベル)

振動レベル	震度階級	人と屋内の様子
110 以上	7	揺れのため、自分の意思で行動できない。 ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。
105～110	6 強	立っていることができない。 固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。
	6 弱	立っていることが困難となる。 固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。
95～105	5 強	多くの人が行動に支障がでる。 棚の食器類、書棚の本の多くが落ちる。
	5 弱	一部の人は行動に支障がでる。 つり下げものが激しく揺れる。
85～95	4	眠っている人のほとんどが目を覚ます。 つり下げものが大きく揺れる。
75～85	3	屋内にいるほとんどの人が揺れを感じる。 棚にある食器類が音を立てることがある。
65～75	2	屋内にいる多くの人が揺れを感じる。 電灯など、吊り下げものが揺れる。
55～65	1	屋内にいる一部の人が感じる。
55 以下	0	人は揺れを感じない。

※１　デシベルとは、振動の大きさの単位で、物理的な振動の強さ(振動加速レベル)に人の体感に合わせた周波数補正を加味したもの。

※２　震度階級とは､揺れの強さの程度を数値化した計測震度から換算したもの。

※３　デシベルと震度階級の対比は目安。

＜資料56＞　（64Ｐ　第３章第４節１(１)）

道路交通振動調査結果

区　　分	調査地点数	要請限度超過地点数	
		昼間	夜間
第１種区域	2	0	0
第２種区域	6	0	0

※１　第１種区域とは主として住居専用地域及び住居地域､第２種区域とは主として商業地域(住、商、工、混在地域を含む)及び工業地域

※２　午前８時から午後７時までを昼間､午後７時から翌日の午前８時までを夜間とする。

※３　要請限度とは､指定地域内で道路交通振動が環境省令で定める限度を超えていることにより､道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるとき、市長が都道府県の公安委員会又は道路管理者に対し、必要な措置等を執ることを要請する限度をいう。

＜資料57＞　（64Ｐ　第３章第４節１(２)）

振動規制法に基づく特定施設設置状況

施　設　の　種　類	特定工場数	特定施設数
金　属　加　工　機　械	125	481
圧　　縮　　機	199	602
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	12	34
織　　機	1	10
コンクリートブロックマシン コンクリート管製造機械 コンクリート柱製造機械	11	28
木　材　加　工　機　械	17	21
印　　刷　　機　　械	42	132
合成樹脂用射出成形機	1	3
鋳　型　造　形　機	3	11
合　　計	411	1,322

（令和７年３月 31 日現在）

＜資料 58＞　（65Ｐ　第３章第４節２(２)）

振動規制法に基づく規制基準

（単位：デシベル）

区　　分	特定工場・事業場振動		特定建設作業振動		道路交通振動(要請限度)	
	第1種区域	第2種区域	施行規則別表第１の付表の第１号の区域	左記区域以外の区域	第1種区域	第2種区域
昼間 午前８時から 午後７時まで	60	65	75 １日当たりの作業時間 7:00~19:00 のうちの 10 時間	75 １日当たりの作業時間 6:00~22:00 のうちの 14 時間	65	70
夜間 午後７時から 翌日午前８時まで	55	60	同一場所での連続６日以上及び日曜休日は作業禁止		60	65

※１　第１種区域とは主として住居専用地域及び住居地域、第２種区域とは主として商業地域(住、商、工、混在地域を含む)及び工業地域

※２　特定建設作業振動の大きさは、場所の敷地境界線での値である。

※３　施行規則別表第１の付表の第１号の区域は、次の(１)～(３)をいう。

(１)　第１種区域（住居専用地域、住居地域）

(２)　第２種区域内の近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途の定めのない地域

(３)　第２種区域内の工業･工業専用地域のうちの学校教育法第１条に規定する学校、児童福祉法第 39 条に規定する保育所、医療法第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第２条第１項に規定する図書館、老人福祉法第20条の５に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域

＜資料59＞　（66Ｐ　第３章第５節１）

悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の指定状況

施　行　日	特　　定　　悪　　臭　　物　　質
S47．５．31	アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン
S51．10．１	二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン
H2．４．１	プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸
H6．４．１	トルエン、キシレン、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、イソブタノール、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド

＜資料60＞　（66Ｐ　第３章第５節２(１)）

規制地域適用区分

区分	都市計画法上の用途地域	区　分　の　指　標
A 区域	第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域	良好な住居の環境を保持するため、特に悪臭の防止を必要とする区域 住居の用に供されているため、悪臭の防止を必要とする区域
B 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	住居の用にあわせて商業工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、悪臭の防止を必要とする区域
C 区域	工業地域 工業専用地域	主として工業の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい悪臭の発生を防止する必要がある区域

規制基準

（単位：ppm）

区　分	A　区　域	B　区　域	C　区　域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

＜資料61＞　（69Ｐ　第３章第６節１(２)イ）

特定施設設置状況

区　　分	特　定　施　設　数
水　質　基　準　適　用　事　業　場	6
大　気　基　準　適　用　施　設	18

（令和７年３月31日現在）

＜資料 62＞　（69Ｐ　第３章第６節１(２)ウ）

水質基準適用事業場

特定施設の種類	報告施設数	測定値 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)
下水道終末処理施設	2	0.00015～0.00021	10

＜資料63＞　（69Ｐ　第３章第６節１(２)エ）

大気基準適用施設

特定施設の種類		報告施設数	最小～最大 (ng-TEQ/m^3N)	排出基準		基準に適合していない施設数
				新設 (H12.1.15以降設置)	既設 (H12.1.14以前設置)	
アルミニウム溶解炉		1	0.00016	1	5	0
廃棄物焼却炉	4t/h以上	5	0.000025 ～ 0.0081	0.1	1	0
	2t/h未満	8	0 ～ 5.0	5	10	0

大気基準適用施設及び大気排出基準

（単位：ng-TEQ/m^3N）

特定施設の種類(施設規模)		新　設 (H12.1.15以降設置)	既　設 (H12.1.14以前設置)
廃棄物焼却炉（燃焼能力50kg/h以上）	(4t/h以上)	0.1	1
	(2t～4t/h)	1	5
	(2t/h未満)	5	10
製鋼用電気炉		0.5	5
鉄鋼業焼結施設		0.1	1
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5

※　既に大気汚染防止法において指定物質抑制基準が適用されている新設（平成９年 12 月２日以降に設置された施設）の廃棄物焼却炉（火格子面積２m^2又は焼却能力 200kg/h 以上)及び製鋼用電気炉については、上表の新設の排出基準が適用される。

＜資料64＞ (71Ｐ　第３章第７節１(４))

形質変更時要届出区域

区域の所在地	区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
高松市北浜町 10 番 39	256.3 ㎡	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 ほう素及びその化合物
高松市花ノ宮町二丁目 1003 番１及び 1014 番１(自然由来特例区域)	9835.08 ㎡	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
高松市木太町字西浜 2460 番 34 の一部 (住所表示：高松市木太町 2460-34)	211.65 ㎡	六価クロム化合物
高松市朝日町三丁目 493 番４の一部、朝日町四丁目 496 番 31 の一部の区域(埋立地管理区域)(住所表示：高松市朝日町三丁目８番 22 号)	2562.5 ㎡	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
高松市木太町字東新開 2828 番１の一部、2828 番３の一部、2828 番９の一部､2858 番 17 の一部及び 2859 番８の一部の区域(住所表示：高松市木太町 2827)	193.1 ㎡	シス-1,2-ジクロロエチレン
高松市勅使町字小山 355 番１の一部の区域	66.02 ㎡	ふっ素及びその化合物
高松市朝日町三丁目 502 番(埋立地管理区域)(住所表示：高松市朝日町三丁目５番 14 号)	1837.05 ㎡	シアン化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
高松市朝日町三丁目 500 番 2 の一部、501 番１の一部、501 番２の一部 (埋立地管理区域)(住居表示：朝日町三丁目５番 14 号)	1,265 ㎡	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
高松市朝日町三丁目 510 番の一部(埋立地管理区域)	12 ㎡	ふっ素及びその化合物
高松市朝日町五丁目 430 番 4 の一部の区域(埋立地管理区域)	36384.5 ㎡	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物

(令和７年３月 31 日現在)

要措置区域

区域の所在地	区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
高松市牟礼町牟礼字岡 1499 番の一部及び 1545 番の一部	221.2 ㎡	ふっ素及びその化合物

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

＜資料65＞ (73Ｐ　第 3 章第10節 1)

公害苦情相談の年度別発生状況

(単位：件)

区　分	大気汚染	水質汚濁	騒　音	振　動	悪　臭	その他	合　計
R 2	5	26	48	0	11	6	96
R 3	14	25	37	0	11	3	90
R 4	9	27	40	5	19	1	101
R 5	17	28	58	3	19	1	126
R 6	17	29	39	2	21	2	110

第５章　都市環境

＜資料66＞　(104Ｐ　第５章第１節２(１))

レンタサイクル利用状況

(単位：台)

年度／利用台数	Ｒ２	R3	R4	R5	R6
７ポート合計	214,211	213,918	150,625	163,131	168,198

＜資料67＞　(105Ｐ　第５章第１節２(４)イ)

放置自転車整理状況

(単位：台)

年度／区分	Ｒ２	R3	R4	R5	R6
警告札貼付枚数(枚)	32,513	34,098	35,265	34,768	32,394
撤去台数(台)	3,067	2,720	2,595	2,241	2,316
返還台数(台)	1,478	1,301	1,239	995	979

※　公共の場所等(放置禁止区域含む)の整理状況

＜資料68＞　(108Ｐ　第５章第２節２(１)ウ)

生垣等助成実施状況

年度／区分	Ｒ２	R3	R4	Ｒ５	Ｒ６
件　数(件)	1	3	2	1	0
金　額(円)	85,000	195,000	155,000	30,000	0

＜資料 69＞ (114Ｐ　第５章第３節２(１)イ)

国・県・市指定文化財及び登録文化財件数表

種別		指定区分 国	県	市	計	登録区分 国	県	市	計
有形文化財	建造物	9	4	6	19	121	0	0	121
	絵画	3	2	2	7	0	0	0	0
	彫刻	8	6	2	16	0	0	0	0
	工芸品	8	6	12	26	0	0	0	0
	書跡・典籍	7	0	7	14	0	0	0	0
	古文書	2	0	1	3	0	0	0	0
	考古資料	0	1	8	9	0	0	0	0
	歴史資料	0	0	4	4	0	0	1	1
	小　計	37	19	42	98	121	0	1	122
無形文化財		2	4	1	7	0	0	0	0
民俗文化財	有形民俗	6	5	4	15	1	0	0	1
	無形民俗	0	4	6	10	0	0	0	0
記念物	史跡※特別史跡含む	9	3	13	25	0	0	11	11
	名勝※特別名勝含む	2	1	0	3	1	0	0	1
	天然記念物	1	5	6	12	0	0	0	0
	小　計	12	9	19	40	1	0	11	12
合　計		57	41	72	170	123	0	12	135

※　無形文化財数は、保持者又は保持団体の数とした。

(令和７年３月 31 日現在)

国指定文化財一覧表

種別		名称及び所在地
重要文化財	建造物	国分寺本堂、高松城 北之丸月見櫓・北之丸渡櫓・北之丸水手御門・旧東之丸艮櫓、屋島寺本堂、小比賀家住宅 主屋・午門・土蔵・米蔵 附土塀（御厩町）、旧河野家住宅、旧下木家住宅（２件とも四国村）、披雲閣（旧松平家高松別邸） 本館・本館付倉庫・倉庫 附裏門・井戸屋形・袖塀２棟・四阿２棟、香川県庁舎旧本館及び東館 附石灯籠３基・太鼓橋１基・家具 57 点・旧本館バルコニー手摺１基、瀬戸内海歴史民俗資料館 附石積擁壁４所・図面 108 枚
	絵画	絹本著色十王像、絹本著色観世音功徳図屏風、紙本金地著色源氏物語図（若菜、紅葉賀）屏風（３件とも法然寺）
	彫刻	木造千手観音立像（国分寺）、木造不動明王立像（弘憲寺）、木造四天王立像（鷲峰寺）、木造毘沙門天立像（香西寺）、木造千手観音坐像（屋島寺）、木造千手観音立像（根香寺）、木造菩薩立像（正花寺）、板彫阿弥陀曼荼羅（開法寺）
	工芸品	太刀 銘 元重（県立ﾐｭｰｼﾞｱﾑ）、銅鐘（国分寺）、密教法具（弘憲寺）、田村神社古神宝類（市歴史資料館）、太刀 銘 兼氏（個人蔵）、短刀 銘 國吉（個人蔵）、梵鐘（屋島寺）、刀 折返銘 備州長船景光（個人蔵）
	書跡・典籍	藤原佐理筆詩懐紙※国宝、紙本墨書月江正印墨蹟印可状、紙本墨書清拙正澄墨蹟平心字号、光厳院宸翰御奉納心経、法華経（５件とも県立ﾐｭｰｼﾞｱﾑ）、万葉集巻第十五残巻 天治本（冠纓神社）、古今和歌集巻下（片仮名本）（個人蔵）
	古文書	後深草天皇宸翰御消息（法然寺）、紙本墨書花園天皇宸翰御消息（県立ﾐｭｰｼﾞｱﾑ）
重要無形文化財(工芸技術)		蒟醤（保持者：山下義人、大谷早人）
重要有形民俗文化財		瀬戸内海及び周辺地域の漁撈用具、瀬戸内海の船図及び船大工用具、西日本の背負い運搬具コレクション（３件とも瀬戸内海歴史民俗資料館）、讃岐及び周辺地域の砂糖製造用具と砂糖しめ小屋・釜屋、讃岐及び周辺地域の醤油醸造用具と醤油蔵・麹室（２件とも四国村）、牟礼・庵治の石工用具（石の民俗資料館）
記念物	史跡	讃岐国分寺跡※特別史跡、府中山内瓦窯跡（国分寺町）、讃岐国分尼寺跡、石清尾山古墳群、屋島、高松城跡、讃岐遍路道（根香寺道）、高松藩主松平家墓所（法然寺）、勝賀城跡（鬼無町ほか）
	名勝	栗林公園※特別名勝、披雲閣庭園
	天然記念物	屋島

(令和７年３月 31 日現在)

県指定文化財一覧表

種別		名称及び所在地
有形文化財	建造物	旧入江家住宅（牟礼町）、旧山下家住宅、旧黒瀬家丸亀藩御用蔵、旧丸亀藩番所 附境界標柱（３件とも四国村）
	絵画	紙本著色高松城下図八曲屏風、高松松平家博物図譜（２件とも県立ﾐｭｰｼﾞｱﾑ）
	彫刻	木造地蔵菩薩立像（弘憲寺）、木造五大尊像、木造智証大師坐像（２件とも根香寺）、金銅誕生釈迦仏立像（県立ﾐｭｰｼﾞｱﾑ）、木造阿弥陀如来坐像、木造釈迦如来坐像、木造弥勒菩薩坐像（３軀で１件、全て法然寺）、木造六字明王立像（円成庵）
	工芸品	銅鐘（法泉寺）、青貝微塵塗鞘及び大小拵、蒟醤料紙箱及び硯箱、堆朱鼓箱（３件とも県立ﾐｭｰｼﾞｱﾑ）、刀 無銘 伝江義弘（市歴史資料館）、刀 銘 龍藻軒多田鷹成（個人蔵）
	考古資料	平形銅剣 高瀬町北条出土（県立ﾐｭｰｼﾞｱﾑ）
無形文化財(工芸技術)		蒟醤（保持者：伊賀寛泰、太田勝子）、彫漆（保持者：北岡省三）、髹漆（きゅうしつ）（保持者：竹内幸司）
有形民俗文化財		香翠座人形頭（円座ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）、ひょうげ祭りの神具（香川町）、冠纓神社の大獅子（香南町）、高松藩飛竜丸船明細切絵図（県立ﾐｭｰｼﾞｱﾑ）、粟島伊勢神宮奉納舟絵馬（瀬戸内海歴史民俗資料館）
無形民俗文化財		祇園座（香川町）、庵治締太鼓、庵治の船祭り（２件とも庵治町）、香翠座デコ芝居（円座町）
記念物	史跡	生駒親正夫妻墓所（弘憲寺）、今岡古墳（鬼無町）、高松市茶臼山古墳（前田西町ほか）
	名勝	小比賀家築山庭園（御厩町）
	天然記念物	船山神社のクス（仏生山町）、ソテツの岡、根上りカシ（２件とも栗林公園）、一瀬神社社叢（中山町）、岩部八幡神社のイチョウ（塩江町）

（令和７年３月 31 日現在）

市指定文化財一覧表

種別		名称及び所在地
有形文化財	建造物	国分寺北部小学校校門（国分寺町）、旧中石家住宅 主屋・隠居屋・納屋、小豆島の農村歌舞伎舞台、茶堂、旧吉野家住宅（４件とも四国村）、旧新塩屋町小学校門柱（末広町）
	絵画	生駒親正肖像画（弘憲寺）、紙本墨画淡彩玉蘭精舎祝宴図屏風（市歴史資料館）
	彫刻	金銅誕生釈迦仏立像（西方寺）、木造阿弥陀如来立像（観興寺）
	工芸品	摩尼輪塔（国分寺町）、脇差 銘 讃州住盈永、仏餉茶碗（2 件とも県立ﾐｭｰｼﾞｱﾑ）、鰐口（個人蔵）、藤尾八幡神社奉納鏡（西植田町）、本小札肩白紺糸縅具足・二方白四十八間筋兜、剣 銘 則國、刀 銘 讃州住盈永 附盈永文書（３件とも市歴史資料館）、狭貫彫堆黒松ヶ浦香合、堆朱箪笥筥、讃岐彫堆朱手向山香盒、彩色蒟醤水指棚（４件とも市美術館）
	書跡・典籍	徳川家綱安堵判物案、永井尚庸・小笠原長頼連署奉書、松平賴重筆 和歌幅、松平賴重 短冊屏風（４件とも県立ﾐｭｰｼﾞｱﾑ）、生駒家時代讃岐高松城屋敷割図 付同引伸図、讃岐国一宮田村大社壁書（２件とも市歴史資料館）、大般若波羅蜜多経（願成寺）
	古文書	由佐家文書（市香南歴史民俗郷土館）
	考古資料	楠尾神社経塚出土遺物（楠尾神社）、石船石棺（国分寺町）、御城俊禅蒐集古瓦（洲崎寺）、大空遺跡出土弥生土器 53 点、鶴尾神社４号墳出土獣帯方格規矩四神鏡（２件とも市歴史資料館）、天満・宮西遺跡出土銅鐸、相作馬塚古墳竪穴式石室出土品（2 件とも市埋蔵文化財センター）、伝香川町浅野出土石棺（香川町）
	歴史資料	山内村史、讃岐国絵図、高松城天守鯱（3 件とも市歴史資料館）、玉椿象谷関連資料（市美術館）
無形文化財		水任流泳法（水任流保存会）
有形民俗文化財		清水神社の甕塚と上御盥跡（由良町）、祇園座衣装（香川町）、住吉神社お船「住吉丸」（「弁才船」の模型）、才田獅子頭（２件とも庵治町）
無形民俗文化財		庵治おどり、才田岩陰獅子舞（２件とも庵治町）、石切り唄、田井の子供神相撲（２件とも牟礼町）、ひょうげ祭り（香川町）、椛川たたら踊り（塩江町）
記念物	史跡	石ヶ鼻古墳（国分寺町）、久本古墳、大井戸、前田城跡、下司廃寺塔跡、藤尾城跡、十河城跡、古宮古墳、片山池１号窯跡、神内家墓地石塔群、三谷石舟古墳（11 件とも旧高松市）、東赤坂古墳、横岡山古墳（2 件とも香川町）
	天然記念物	大石さんのムクノキ（西山崎町）、男木島の柱状節理及び岩海（男木町）、女木島の柱状節理（女木町）、平石井神社のクロガネモチ（今里町）、如意輪寺のヤブツバキ（国分寺町）、西方寺配水池のソメイヨシノ（西宝町）

（令和７年３月 31 日現在）

※　長い名称は一部省略した。また、文化財の所在地は、個人情報保護の観点等から最小限の表記にとどめた。

＜資料 70＞　（116P　第５章第３節２(２)）

高松市の名木一覧表

	指定年度	樹木名	所在地
1	S52	クスノキ	花ノ宮町一丁目
2	〃	ハク	香西北町
3	〃	クスノキ	一宮町
4	〃	クスノキ	仏生山町
5	〃	イチョウ	仏生山町
6	〃	クスノキ	太田上町
7	〃	イスノキ	飯田町
8	〃	ヤマモモ	前田西町
9	〃	クスノキ	出作町
10	S53	ハク	扇町一丁目
11	〃	クスノキ	宮脇町一丁目
12	〃	クスノキ	松島町二丁目
13	〃	アカガシ	菅沢町
14	H 元	カゴノキ	鬼無町是竹
15	〃	アラカシ	岡本町
16	〃	クスノキ	木太町
17	〃	アキニレ	鬼無町佐料
18	〃	アラカシ	西植田町
19	H3	クロガネモチ	十川東町
20	H４	クロガネモチ	木太町

	指定年度	樹木名	所在地
21	H４	ウバメガシ	太田上町
22	H５	イチョウ	東植田町
23	〃	ツバキ	菅沢町
24	H６	ムクノキ	東植田町
25	〃	ウバメガシ	松縄町
26	H９	クロガネモチ	伏石町
27	H13	イチイモドキ	鬼無町山口
28	H15	エノキ	川部町
29	〃	クスノキ	西植田町
30	H16	アキニレ	一宮町
31	H17	イスノキ	一宮町
32	S61	クスノキ	庵治町
33	〃	ソテツ	庵治町
34	H18	ソテツ	番町一丁目
35	〃	ナギ	仏生山町
36	H20	クロガネモチ	香西本町
37	Ｒ４	ソメイヨシノ	生島町

６章　環境保全への理解と取組

＜資料71＞　（117P　第６章第１節１(１)）

環境学習参加者数

（単位：人）

年度／メニュー	R２	R３	R４	R５	R6
環境ワークショップ	71	131	256	292	411
環境学習支援事業（出前講座）	289	869	1,354	820	1,650
自然観察体験事業	21	58	150	259	237
合　計	381	1,058	1,760	1,371	2,298

＜資料72＞　(118P　第６章第１節１(２))

南部クリーンセンター「エコホタル」利用者数

（見学コース又は学習室の利用者数）

（単位：人）

年度／施設	R２	R３	R４	R５	R６
エコホタル	2,203	3,205	3,015	4,077	3,891

巻末資料

高松市環境基本計画における施策の柱ごとの環境指標と令和６年度実績一覧

【評価基準及び記載方法】
A　80%以上
B　60%～80%未満
C　60%未満

【達成率算出方法】

$$\frac{(\text{R6実績値} - \text{R4基準値})}{(\text{R9目標値} - \text{R4基準値}) \div 4\,(\text{計画年数}) \times 1\,(\text{経過年数})} \times 100$$

施策の柱	指標名	R13年度 (2031) 目標値	R9年度 (2027) 目標値	R4年度 (2022) 現状値	R6年度 (2024) 実績値	R6年度 (2024) 評価	目標（R9）に対するR6実績の達成率
No.11 地球温暖化対策の推進	太陽光発電システムと連携する蓄電システムへの市補助件数（累計）	2,067 件	1,400 件	879 件	1,250 件	A	284.8%
	市有施設における再生可能エネルギー発電設備の発電出力	5,824 kW	5,764 kW	4,936 kW	5,964 kW	A	496.6%
No.12 脱炭素型まちづくりの推進	ZEH化（新築）導入件数（累計）	1,110 件	870 件	479 件	640 件	A	164.7%
	次世代自動車の普及数	67,845 台	57,146 台	46,293 台	55,213 台	A	328.8%
No.21 廃棄物の減量と資源循環の推進	食品ロスを出していないと思うと回答した人の割合（アンケート結果）	80 %	60 %	43.2 %	46.8 %	A	85.7%
	１人１日当たりのごみ排出量	818 g	845 g	882 g	848 g	A	367.6%
	プラスチック容器包装ごみ排出量（家庭ごみ）	4,155 t	4,895 t	5,820 t	5,635 t	A	80.0%
No.22 廃棄物の適正処理の確保	一般廃棄物の年間埋立処分量	12,377 t	12,808 t	13,346 t	13,195 t	A	112.3%
	産業廃棄物の不適正保管量	10,800 t	11,150 t	11,536 t	13,798 t	C	▲ 2344.0%
	ボランティア清掃の参加者数	145,000 人	145,000 人	143,299 人	152,003 人	A	2046.8%
No.23 水循環の推進	１人１日当たりの水道平均使用水量	今後設定予定	300 L	301 L	302 L	C	▲ 400.0%
	下水再生水利用施設数	65 施設	65 施設	62 施設	64 施設	A	266.7%
	透水性舗装の整備面積（累積）	62,168 ㎡	61,308 ㎡	60,448 ㎡	61,533 ㎡	A	504.7%
No.31 自然環境の保全	「ため池守り隊」市民活動取組箇所数	17 か所	15 か所	14 か所	12 か所	C	▲ 800.0%
	環境にやさしい農業の取組面積	10.5 ha	9.0 ha	6.8 ha	7.8 ha	A	180.0%
No.32 自然とのふれあいの充実	グリーン・ツーリズム年間入込客数	17.5 万人	17.0 万人	16.1 万人	20.2 万人	A	1822.2%
No.41 水環境の保全	河川ＢＯＤ値の環境基準の達成率	66.7 %	66.7 %	58.3 %	66.7 %	A	400.0%
	海域ＣＯＤ値の環境基準の達成率	100 %	100 %	100 %	60 %	B	-
	汚水処理人口普及率（合併処理浄化槽での処理人口を含む。）	92.2 %	91.0 %	89.3 %	89.9 %	A	141.2%
	合併処理浄化槽補助件数（累積）	27,171 件	25,971 件	24,516 件	25,060 件	A	149.6%
	下水道管路耐震化率	43.3 %	41.7 %	39.7 %	40.1 %	B	80.0%
	雨水対策整備率	49.7 %	49.0 %	48.8 %	48.8 %	C	0.0%

施策の柱	指 標 名	R13年度(2031) 目標値	R9年度(2027) 目標値	R4年度(2022) 現状値	R6年度(2024) 実績値	R6年度(2024) 評価	目標（R9）に対するR6実績の達成率
No.42 大気環境の保全	大気に係る環境基準の達成率						
	二酸化いおう	100 %	100 %	100 %	100 %	A	-
	二酸化窒素	100 %	100 %	100 %	100 %	A	-
	一酸化炭素	100 %	100 %	100 %	100 %	A	-
	浮遊粒子状物質	100 %	100 %	100 %	100 %	A	-
	ベンゼン	100 %	100 %	100 %	100 %	A	-
	トリクロロエチレン	100 %	100 %	100 %	100 %	A	-
	テトラクロロエチレン	100 %	100 %	100 %	100 %	A	-
	ジクロロメタン	100 %	100 %	100 %	100 %	A	-
	光化学オキシダントの環境基準の達成率	100 %	100 %	0 %	0 %	C	-
	微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準の達成率	100 %	100 %	100 %	100 %	A	-
No.43 良好な生活環境の保全	騒音に係る環境基準の達成率						
	一般地域（昼夜全日）	100 %	100 %	100 %	100 %	A	-
	ダイオキシン類の環境基準の達成率	100 %	100 %	100 %	100 %	A	-
No.51 環境にやさしい交通環境の整備	公共交通機関利用率	今後設定予定	15.0 %	13.2 %	14.8 %	A	355.6%
	レンタサイクル利用者数	241,900 人/年	199,200 人/年	150,625 人/年	168,198 人/年	A	144.7%
	自転車走行空間の整備済延長（累積）	19.5 ㎞	17.7 ㎞	11.2 ㎞	12.1 ㎞	C	55.4%
No.52 身近な緑の保全と創造	市民１人当たりの都市公園等の面積	14.14 ㎡/人	12.03 ㎡/人	9.40 ㎡/人	9.66 ㎡/人	C	39.5%
	民有地緑化助成数	1 件/年	1 件/年	2 件/年	0 件/年	A	800.0%
	建物緑化助成数	1 件/年	1 件/年	0 件/年	0 件/年	C	0.0%
	小学校校庭の芝生化実施校数（累積）	17 校	17 校	17 校	17 校	A	-
No.53 美しい景観の保全と創造	無届けの建築物等の件数	0 件	0 件	4 件	4 件	C	0.0%
	電線類の地中化（整備延長）	11.2 km	10.5 km	10.2 km	10.2 km	C	0.0%
	公園愛護会の団体数	168 団体	164 団体	158 団体	162 団体	A	266.7%
	「たかまつマイロード」事業認定団体数	137 団体	133 団体	128 団体	133 団体	A	400.0%
	史跡高松城跡保存活用計画に基づく調査研究及び整備事業件数（累積数）	31 件	22 件	7 件	14 件	A	186.7%
No.61 環境意識の醸成	ゼロカーボンシティ認知度（アンケート結果）	70.0 %	50.0 %	37.8 %	40.0 %	B	72.1%
	脱炭素型ライフスタイル推進リーダー登録者数（累計）	790 人	470 人	41 人	112 人	B	66.2%
No.62 環境教育・環境学習の充実	環境学習講座参加者数	2,030 人	1,910 人	1,760 人	2,298 人	A	1434.7%
	南部クリーンセンター（エコホタル）環境学習参加者数	4,350 人/年	3,950 人/年	3,015 人/年	3,891 人/年	A	374.8%

高松市環境基本条例

平成８年３月２７日
条例第２０号

目次

第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第７条―第９条）
第３章　環境の保全及び創造に関する施策等（第１０条―第１９条）
第４章　雑則（第２０条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(２)　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第７条第１号において同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(３)　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全及び創造は、市民が自然と共生し、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

２　環境の保全及び創造は、循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

３　環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境保全に資するように積極的に行われなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

２　前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら進んで努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第６条　市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第２章　環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

（施策の基本方針）

第７条　市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

（１）　大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

（２）　生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様で恵み豊かな自然環境の保全を図ること。

（３）　緑の創出、清らかな水環境の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成及び歴史的文化的遺産と一体をなす環境の保全を図り、潤いとやすらぎのある快適な環境を創造すること。

（４）　廃棄物の減量、エネルギーの有効な利用、資源の循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。

（５）　地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図り、地球環境保全に資する社会を創造すること。

（環境基本計画）

第８条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高松市環境基本計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）　環境の保全及び創造に関する施策の大綱及び長期的な目標

（２） 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

３　市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、高松市環境審議会条例（平成７年高松市条例第３７号）に定める高松市環境審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境白書）

第９条　市長は、市民に対し環境の状況並びに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにするため、毎年度環境白書を作成し、公表しなければならない。

第３章　環境の保全及び創造に関する施策等

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について十分配慮しなければならない。

（規制の措置）

第11条　市は、公害の原因となる行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

２　前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（施設の整備その他の事業の推進）

第12条　市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障の防止のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

２　市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

３　市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

４　市は、前２項に規定する公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるための必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の推進）

第13条　市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効な利用、資源の循環的な利用等が推進されるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。

２　市は、本市の気候等の自然的条件にかんがみ、前項の必要な措置のうち、下水処理水の再利用、雨水の利用その他の水の循環的又は有効的な利用のための措置について、積極的な推進に努めるものとする。

（教育及び学習の振興等）

第14条　市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動の支援）

第15条　市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）の環境の保全及び創造に資する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第16条　市は、第１４条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（調査の実施等）

第17条　市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うとともに、監視等の体制を整備するものとする。

（地球環境保全に資する行動指針の策定等）

第18条　市は、市及び民間団体等がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力等）

第19条　市は、環境の保全及び創造に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

２　市は、民間団体等とともに、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

第４章　雑則

（委任）

第20条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成８年４月１日から施行する。

環境問題関連年表

年		月	高　　松　　市	そ　の　他　(国、県等)
1976	S51	2		香川地域公害防止計画策定(１次、高松市を含む、1975～1979)(県)
		12	高松市管理一般廃棄物千疋処分地供用開始	振動規制法施行(国)
1978	53	6		瀬戸内海環境保全特別措置法に改正(国)
1979	54	2	南部広域清掃センター竣工	
		8		高松地区水域流域別下水道整備総合計画策定(県)
		9	環境美化都市宣言	
		11	高松市環境美化都市推進会議を設置	
1980	55	7		香川県自然海浜保全条例制定(県)
1981	56	3		香川地域公害防止計画策定(２次、高松市を含む、1980～1984)(県)
		9	第２次高松市総合計画策定	
1982	57	10	緑化条例施行	
		11	東部下水処理場に処理施設完成	
1983	58	6	峰山公園全面オープン	
1984	59	3		香川県環境影響評価実施要綱施行(県)
		8		環境影響評価実施要綱制定(国)
1985	60	3		オゾン層の保護のためのウィーン条約
		10		浄化槽法施行(国)
1986	61	3		香川地域公害防止計画策定(３次、高松市を含む、1985～1989)(県)
		4	高松市都市公園条例施行	
		6	中央公園オープン	
1987	62	3	高松地区広域市町村圏振興事務組合衛生処理センター竣工	
		9	４月　し尿の海洋処分を廃止	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書
1988	63	3	西部広域クリーンセンター焼却施設竣工	
		4		本州四国連絡橋児島－坂出ルート開通
		12	第３次高松市総合計画策定(H１～12)	

年		月	高　　松　　市	そ　の　他　(国、県等)
1989	H元	1	都市景観形成モデル都市の指定	
		2		都市景観形成モデル都市の指定
		4	合併処理浄化槽設置整備補助事業開始	
		5	都市景観整備基本計画策定	
		8	高松市一般廃棄物陶最終処分場供用開始	
		12		新高松空港開港
1990	2	3		香川県自然環境保全計画策定(県) 香川県環境保全基金設置(県)
		4		再生資源の利用の促進に関する法律制定(国)
		12		地球温暖化防止行動計画策定(国)
1991	3	3	都市緑化推進基本計画策定	香川地域公害防止計画(４次、高松市を含む、1990～1994)(県)
1992	4	4	廃棄物減量推進課を新設	
		6		地球サミット(環境と開発に関する国連会議)開催／リオ・デ・ジャネイロ → 環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ21
		7	高松地区生活排水対策重点地域指定(高松市ほか６町)	
		11	「地球にやさしいオフィス」登録制度開始	
1993	5	2		環境庁「環境にやさしい企業行動指針」公表(国)
		3	生活排水対策推進計画策定	香川環境プラン策定(県)
		4	都市景観条例施行 廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例施行	香川県環境美化の促進に関する条例施行(県)
		11		環境基本法制定(公害対策基本法廃止)
		12		アジェンダ21行動計画(国)
1994	6	1		「環境政策大綱」建設省(国)
		2	都市景観基本計画策定 廃棄物減量等推進審議会設置 「地球にやさしい店」登録制度開始	
		3		「気候変動枠組条約」発効

年		月	高　　松　　市	そ　の　他　(国、県等)
1994	H6	4	福岡下水処理場に再生水処理施設を建設し、周辺公共施設等へ雑用水を供用開始	
		5		特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質保全に関する措置法施行(国)
		6	異常渇水	「環境の保全に関する運輸行政指針」運輸省(国)
		8		香川県環境審議会設置(県)
		9	環境共生モデル都市(エコシティ)の指定を受ける 水問題庁内研究会発足	
		12		環境基本計画策定(国)
1995	7	4	第3次高松市総合計画基本計画策定(H７～12) 市長公室水問題対策室を設置	香川県環境基本条例施行(県)
		6	リサイクルプラザ開設 生活排水対策推進会議設置	「国の事業者、消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」閣議決定(国) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)制定(国)
		7	ごみ袋の半透明化完全実施 都市環境計画を策定	
		9	「クリーン・リサイクルタウン」に選定	
		11	環境審議会設置	
1996	8	2		グリーン購入ネットワーク設立 香川地域公害防止計画(５次、高松市を含む1995～1999)(県)
		3	「水問題対策に関する基本指針」取りまとめ環境基本条例制定	
		4	公害課から環境保全課へ名称変更 廃棄物減量推進課からリサイクル推進課へ名称変更	
		9		ＩＳＯ14001、14004 成立
		10	分別収集計画策定 環境問題庁内連絡会議設置	
		11		香川県地球環境保全行動計画指針～アジェンダ21かがわ～策定(県)

年		月	高　　松　　市	そ　の　他　(国、県等)
1997	H9	3	西部広域クリーンセンター破砕施設竣工	
		4	３月　高松地区広域市町村圏振興事務組合衛生処理センター中継所竣工	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法制定(国)
		5		香川県環境基本計画策定(県)
		6		環境影響評価法制定(国)
		10	環境美化条例施行	
		12		地球温暖化防止京都会議(ＣＯＰ３)開催
1998	10	4		香川県環境保全実行計画(かがわエコオフィス計画)策定(県)
		10	高松市一般廃棄物陶第２最終処分場供用開始	地球温暖化対策の推進に関する法律制定(国)
		12	都市計画マスタープラン策定	
1999	11	2	高松市環境基本計画策定(H11～23年度)	
		3		香川県環境影響評価条例制定(県) 香川県水環境保全計画策定(県) 香川県ごみ処理広域化計画策定(県)
		4	中核市へ移行 新・高松市総合計画(たかまつ２１世紀プラン)策定(H12～23) 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法の規制区域を指定 新収集体制準備室が新収集体制準備課へ変更 環境総務課内に産業廃棄物対策室を置く 水問題対策室を企画課内の課内室として再編	
2000	12	3	高松市環境行動率先実行計画策定(H12～16年度)	
		4	清掃事業課からクリーン事業課へ名称変更	ダイオキシン類対策特別措置法施行(国)
		7	家庭ごみの新収集体制を実施	
2001	13	4	リサイクル推進課内に適正処理対策室を置く	環境庁から環境省へ(国)
		9	ＩＳＯ14001の認証を取得(本庁舎)	

巻末資料

年		月	高　　松　　市	そ　の　他　(国、県等)
2002	H14	6		京都議定書締結を閣議決定(国)
		7		使用済自動車の再資源化等に関する法律公布(国)
		9	高松市環境ステーション(仮称)整備検討委員会報告書提出(市長)	
		10	ＩＳＯ14001定期審査(本庁舎)	
2003	15	1		自然再生推進法施行(国)
		2		土壌汚染対策法施行(国)
		3	高松市水環境健全化計画策定(H15～22年度)	
		4		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行(国)
		6	南部広域クリーンセンター展示啓発施設『エコホタル』開館	
		7	南部広域クリーンセンターの長期一括業務委託方式による管理運営業務委託を開始(～H31年度)	香川県新エネルギー導入実行計画策定(県)
		8	ＩＳＯ14001定期審査(本庁舎)	
		10	高松市環境プラザ開館	東京、埼玉、千葉、神奈川の１都３県でディーゼル車排ガス規制がスタート 佐渡トキ保護センターの最後の国産トキ死亡(国)
2004	16	3		モントリオール議定書特別締約国会合開催 ヒートアイランド対策大綱決定(国
		4	環境総務課から環境政策課へ名称変更 産業廃棄物対策室が廃棄物指導課へ名称変更 リサイクル推進課が環境業務課へ名称変更	
		6		不法投棄撲滅アクションプラン策定(国)
		8	ＩＳＯ14001更新・拡大審査(本庁舎ほか出先施設の一部59施設)	
		9	台風16号により高潮浸水等の被害	

年		月	高　　松　　市	そ　の　他　(国、県等)
2004	H16	10	定期収集家庭ごみの有料化開始 台風23号により浸水等の被害	
		11		ＩＳＯ14001：2004がIS(国際規格)として発行 ロシアが京都議定書批准書を国連に寄託(京都議定書は2005年２月16日に発効へ)
2005	17	1		使用済自動車の再資源化等に関する法律本格施行(国)
		2		京都議定書発効 地球温暖化対策推進法の改正法が施行(国)
		3	高松市環境行動率先実行計画改定(H12～17年度)	
		4	企画課水問題対策室が廃止され、節水･水の有効利用の推進に関する事務が環境保全課へ移管	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律施行(国) 京都議定書目標達成計画閣議決定(国)
		6	高松市渇水対策本部設置(６/22～９/７)	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行(国)
		8	ＩＳＯ14001定期・移行審査(本庁舎ほか出先施設の一部59施設)	
		9	塩江町と合併(９/16)	
2006	18	1	牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町と合併(１/10)	
		2		香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例全面施行(県)
		3	高松地区広域市町村圏振興事務組合の解散に伴い、衛生処理センター、南部クリーンセンター､西部クリーンセンターを環境部に設置 高松市環境美化条例の一部改正 高松市環境行動率先実行計画改定(H12～19年度)	石綿による健康被害の救済に関する法律施行(国)
		6	歩きたばこ禁止区域の施行 高松市渇水対策本部設置	
		8	ＩＳＯ14001定期審査(本庁舎ほか出先施設の一部16施設)	

巻末資料

年		月	高　　松　　市	そ　の　他　(国、県等)
2007	H19	4	ＩＳＯ14001適用範囲の拡大(旧合併町の６支所を追加)	
		5	高松市渇水対策本部設置(５/24～７/17)	クールアース50発表(国)
		12	「ストップ！地球温暖化」展の開催	
2008	20	1		クールアース推進構想発表(国)
		2	「第５次高松市総合計画基本計画」策定(H20～27年度)	
		3	「高松市環境基本計画」改定(H20～27年度) 「高松市一般廃棄物処理基本計画」改定(H20～29年度)	京都議定書目標達成計画全部改定(国)
		4	環境政策課から環境総務課へ名称変更 廃棄物指導課から環境指導課へ名称変更 環境指導課内へ適正処理対策室を設置 環境保全課から環境保全推進課へ名称変更 企画課水環境対策室を設置し、環境保全課から、節水・水の有効利用の推進に関する事務を移管 合併６町のごみ収集体制を旧高松市の制度に統一(４/１)	京都議定書第１約束期間開始(～2012年)
		6	「高松市環境行動率先実行計画」改定(H20～27年度)	地球温暖化対策推進法の一部改正(国)
		7	高松市渇水対策本部設置(７/25～11/25)	低炭素社会づくり行動計画閣議決定(国)
		8	ＩＳＯ14001定期審査(本庁舎ほか出先施設の一部22施設)	
		12	高松市地球温暖化対策策定(H20～27年度) 11業者、６市民団体及び市の三者で「レジ袋等の削減に関する協定」を締結	
2009	21	3		「公害防止条例」を改定し、「生活環境保全に関する条例」として公布(県)
		4		土壌汚染対策法一部改正(国)
		6	高松市渇水対策本部設置(６/３～８/10)	
		8	ＩＳＯ14001定期審査(本庁舎ほか出先施設の一部22施設)	

年		月	高　　松　　市	そ　の　他　(国、県等)
2009	H21	11		新たな太陽光発電買取制度開始(国)
		12	「歩きたばこ禁止区域」を「喫煙禁止区域」に名称変更し、区域拡大 美しいまちづくり条例制定	
2010	22	1	高松市清掃業者連合会と「災害時におけるし尿収集業務等の支援に関する協定書」締結	
		3	新たに２事業者と「レジ袋等の削減に関する協定」を締結　13業者、6市民団体	
		6	環境展の開催	
		8	ＩＳＯ14001定期審査(本庁舎ほか出先施設の一部22施設)	
		9	「高松市持続可能な水環境の形成に関する条例」を制定	
2011	23	2	「高松市地球温暖化対策実行計画」策定	
		3	「高松市水環境基本計画」策定(H23～42年度)	
		10	「高松市水環境基本計画第１期実施計画」策定(H23～27年度) 「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム」策定(H23～32年度)	
2012	24	4	微小粒子状物質(ＰＭ2.5)の測定を実施 自動車等駐車対策総合計画を策定	
		7		再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始(国)
		8	高松市一般廃棄物陶最終処分場第３処分地第１期工事竣工	小型家電リサイクル法公布
		10	公用車へ電気自動車を導入	
2013	25	4		小型家電リサイクル法施行
		9	高松市公共交通利用促進条例を公布・施行	
		10	使用済小型家電の回収・リサイクルを開始 高松駅南交通広場内の一時利用専用駐車場の供用を開始	

巻末資料

年		月	高　　松　　市	そ　の　他　(国、県等)
2014	H26	1	市有財産の太陽光発電事業者への貸出を開始	
		3	大気汚染の常時監視測定局の配置見直し 高松市一般廃棄物処理基本計画の一部見直し	
		4	電気自動車用急速充電器の供用を開始 高松市一般廃棄物陶第３最終処分場供用開始	
		5	東部運動公園全面オープン	
		8	雑がみ回収袋によるモデル事業の実施(26年10月まで)と、その検証作業の実施を踏まえた紙ごみリサイクルの周知・啓発の強化	
		10	高松クリーンデー“たかまつきれいでー”と第１回県内一斉海ごみクリーン作戦を合同で開催 本市と民間事業者２者で、超小型モビリティを試験的に導入	
2015	27	3	「高松市地域公共交通網形成計画」策定	
		4	民有地緑化事業の助成制度を拡充	
		10	ごみ減量・資源化の啓発リーフレット「３Ｒシティ高松を目指して」の作成・配布	
		12		ＣＯＰ21において、新たな国際枠組みとなるパリ協定を採択 「香川県環境基本計画」策定(H28～32年度) 「香川県地球温暖化対策推進計画」策定(H28～32年度)
2016	28	2	東部下水処理場でバイオマス発電事業を開始	
		3	「高松市環境基本計画」策定(H28～35年度) 「高松市水環境基本計画第２期実施計画」策定(H28～31年度) 「第４次高松市生活排水対策推進計画」策定（H28～37年度) 「高松市地域公共交通再編実施計画」策定 浅野浄水場で小水力発電を開始 し尿等の前処理施設整備工事が竣工 屋嶋城の一般公開を開始	

年		月	高　　松　　市	そ　の　他　(国、県等)
2016	H28	4	あじ竜王山公園オープン	
		5	南部クリーンセンター埋立処分地第３区画整備工事の竣工	
		10	有料指定収集袋(超特小)５ℓサイズの運用開始 し尿等の東部下水処理場での共同処理(試運転)を開始	
2017	29	3	「高松市地球温暖化対策実行計画」改定(H29～42年度) 「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム(改定版)」策定(H29～42年度) 「高松市災害廃棄物処理計画」策定 亀水町の衛生処理センターを廃止	
		4	し尿等と下水との共同処理の本格実施を開始	
		9	香川県･高松市紙ごみリサイクル促進モデル事業の実施(９/28～３/23)	
		12	たかまつＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥキャンペーンの実施	
2018	30	2	中讃広域行政組合と「一般廃棄物(ごみ)処理に係る相互応援に関する協定書」を締結	
		3	高松市一般廃棄物処理基本計画」改定(H30～39(2027)年度). 西部クリーンセンター焼却施設基幹的設備改良工事の竣工	
		4	家庭ごみ定期収集業務の民間委託開始(第1期)	直島町を除く県内８市８町と香川県の水道事業等を統合し、香川県広域水道企業団による水道事業の運営を開始(県)
		10	第30回「星空の街・あおぞらの街」全国大会in高松市開催	

巻末資料

年		月	高　　松　　市	そ　の　他　(国、県等)
2019	H31	3	高松市資源リサイクル事業協同組合と「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」を締結 「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム(改定版)」見直し	
		4	南部クリーンセンターの次期長期一括業務委託方式による管理運営業務委託を開始(～R14年度)	
		5		「プラスチック資源循環戦略」が策定される(国)
		8	西部クリーンセンター破砕施設基幹的設備改良工事の竣工	
		10		「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行される(国)
2020	2	1	南部クリーンセンターを拠点に羽毛布団のリサイクルを開始	
		3	「高松市環境基本計画中間見直し版」策定	
		10	ＪＢＲＣと契約し、リチウムイオン電池等、小型充電式電池の回収を開始 旧衛生処理センター解体撤去工事竣工	2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言(国)
		12	高松市環境問題庁内連絡会議を廃止 高松市脱炭素社会推進本部を設置 高松市「ゼロカーボンシティ」宣言	
2021	3	2		「気候が危機的な状況にあることを認識し、2050年までに二酸化炭素(CO_2)の排出量を実質ゼロにする」ことを表明(県)
		3	「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム(改定版)」見直し	香川県食品ロス削減推進計画の策定(県) 香川県災害廃棄物処理計画の策定(改定)(県) 香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例を香川県石綿による健康被害の防止に関する条例に改正(県)
		4	家庭ごみ定期収集業務の民間委託開始(第２期) 使用済小型家電の回収品目に新たにパソコンなど１１品目を追加し、計３２品目を回収	

年		月	高　　松　　市	そ　の　他　(国、県等)
2021	R3	6		プラスチック資源循環促進法公布(国) 改正地球温暖化対策推進法公布(国) 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン戦略(グリーン成長戦略)」を策定(国)
		10		地球温暖化対策計画が閣議決定される(国)
		12	香川県東部清掃施設組合と「災害時等における一般廃棄物(し尿を除く。)処理に係る相互支援に関する協定書」を締結	
2022	4	2	株式会社ジモティーと、「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定書」を締結 高松市食品ロス削減推進計画の策定	
		3	「高松市地域再エネ導入戦略」策定 「高松市地球温暖化対策実行計画」改定 マンモスプレイパークＴＡＲＵＭＩ(亀水中央公園)オープン記念式典挙行	「30by30ロードマップ」が生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議において了承される(国)
		4	ゼロカーボンシティ推進課を新設 廃棄ルートが確立されていなかったリサイクルマークのない小型充電式電池等について回収を開始 高松市次期ごみ処理施設整備基本構想策定	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行(国)
2023	5	3	「高松市一般廃棄物処理基本計画中間見直し版」策定 臨時・粗大ごみの受付についてインターネット申込みを開始 高松市環境美化都市推進会議を解散	「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定される(国)
		4	高松市脱炭素型都市推進会議を設立 家庭ごみ定期収集業務の民間委託開始(第３期)	
		5	高松市次期ごみ処理施設整備基本計画策定	
2024	6	1	高知県の土佐町及び本山町と共に「一般財団法人もりとみず基金」を設立	
		2		地球温暖化対策計画が閣議決定される(国)
		3	「高松市環境基本計画」策定（Ｒ６～13年度）	

巻末資料

年		月	高　　松　　市	そ　の　他　(国、県等)
2024	R6	4	FIT/FIP認定要件である説明会の「周辺地域の住民」の範囲について相談業務開始 衛生センターの運転維持管理業務を東部下水処理場の包括的民間委託業務に編入し、委託業務を開始(～R１０年度) 環境業務課内に衛生センター係を置く	改正「気候変動適応法」の全面施行による熱中症特別警戒情報、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の運用開始（国） 改正「再生可能エネルギー電気の利用の促進に係る特別措置法」の施行による説明会等のFIT/FIP認定要件化ほか（国）
		6	「たかまつごみ出しサポート事業」実証実験（第１期）開始（～Ｒ７．３） ※Ｒ７．１～対象エリア拡大	
		7	クーリングシェルターの指定開始 株式会社百十四銀行と「高松市と株式会社百十四銀行との脱炭素社会の実現に向けた連携協力に関する協定書」締結	
		12	「高松市一般廃棄物処理基本計画」の一部見直し	
2025	7	3	「高松市地球温暖化対策実行計画」改定 「ゼロカーボンシティたかまつ環境マネジメントシステム(旧エコシティたかまつ環境マネジメントシステム）」改定	